

平成18年 第4回

さつま町議会会議録

平成18年8月7日 開会

さつま町議会

平成18年第4回さつま町議会臨時会審議結果

期日 平成18年8月7日

議案 番号	件 名	上程日	議決日	議決 結果	付 託 委員会
議 案 第 95 号	専決処分の承認を求めることについて(平成18年度さつま町一般会計補正予算(第2号))	18. 8. 7	18. 8. 7	承認	—
議 案 第 96 号	さつま町土地開発基金条例の一部改正について	〃	〃	原案可決	—
議 案 第 97 号	さつま町災害見舞金支給条例の一部改正について	〃	〃	〃	—
議 案 第 98 号	平成18年度さつま町一般会計補正予算(第3号)	〃	〃	〃	—
	豪雨災害対策調査特別委員会の設置及び委員の選任について	〃	〃	決定	—

平成18年第4回さつま町議会臨時会会議録

(第1日)

○開議期日 平成18年8月7日 午前9時34分

○会議の場所 さつま町議会議事堂

○当日の議員の出欠は次のとおり

出席議員(28名)

1番	高 嶺 実樹雄	議員	2番	市 來 修	議員
3番	平 田 昇	議員	4番	新屋敷 浩	議員
5番	肥 後 紀 康	議員	6番	木 下 敬 子	議員
7番	米 丸 文 武	議員	8番	麥 田 博 稔	議員
9番	平八重 光 輝	議員	10番	新 改 秀 作	議員
11番	楠木園 洋 一	議員	12番	宮之脇 金次郎	議員
13番	柏 木 幸 平	議員	14番	久 保 道 夫	議員
15番	別 府 静 春	議員	16番	舟 倉 武 則	議員
17番	日 高 政 勝	議員	18番	田 中 伸 一	議員
19番	柳 田 隆 男	議員	20番	山 崎 文 久	議員
21番	岩 元 涼 一	議員	22番	新 改 幸 一	議員
23番	中 尾 正 男	議員	24番	東 哲 雄	議員
25番	川 口 憲 男	議員	26番	内之倉 成 功	議員
27番	木 下 賢 治	議員	28番	濱 田 等	議員

欠席議員(なし)

○出席した議会職員は次のとおり

事務局 長	和 気 純 治 君	議事係 長	福 田 澄 孝 君
議事係 主幹	角 茂 樹 君	議事係 主査	原 田 健 二 君

○地方自治法第121条の規定による出席者は次のとおり

町 長	井 上 章 三 君	教 育 長	福 満 隆 徳 君
助役(総務)	宮之脇 尚 美 君	教委総務課長	永 田 清 信 君
助役(経済)	山 下 彦 志 君	教委学校教育課長	上 舞 幸 徳 君
鶴田総合支所長	長 福 節 治 君	建設課長	前 園 義 広 君
薩摩総合支所長	山 口 正 展 君	農 政 課 長	赤 崎 敬 一 郎 君
福祉課長	福 永 城 君	耕地林業課長	脇黒丸 猛 君
健康増進課長	中 村 政 己 君	商工観光課長	橋之口 幸 男 君
消 防 長	田 上 泉 君	水 道 課 長	楠木園 建 雄 君
環 境 課 長	桑 園 憲 一 君	代表監査委員	下大迫 次 男 君
税 務 課 長	下 市 真 義 君		
財 政 課 長	二階堂 清 一 君		
総 務 課 長	湯 下 吉 郎 君		

○本日の会議に付した事件

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 行政報告
- 第 4 議案第 9 5 号 専決処分の承認を求めることについて
(平成 1 8 年度さつま町一般会計補正予算(第 2 号))
- 第 5 議案第 9 6 号 さつま町土地開発基金条例の一部改正について
- 第 6 議案第 9 7 号 さつま町災害見舞金支給条例の一部改正について
- 第 7 議案第 9 8 号 平成 1 8 年度さつま町一般会計補正予算 (第 3 号)
- 第 8 豪雨災害対策調査特別委員会の設置及び委員の選任について

○議長（濱田 等議員）

おはようございます。臨時会の会議の冒頭に当たりまして、一言申し上げます。

7月20日から24日にかけて、鹿児島県北部を中心に観測史上類を見ない記録的な豪雨により、川内川及び支流の増水等により死者1名、住宅の全・半壊・床上浸水合わせますと790棟余り、さらには道路等の損壊、農地の流失、農業用施設の壊滅的な損壊など、町内各地で甚大な被害が発生いたしました。

被害を受けられました皆様に対し心からお見舞いを申し上げますとともに、一日も早い復興を願うところであります。

また、災害の復旧に当たりましては、県内外から多くのボランティアの方々が後片付けや土砂の搬出等にご協力をいただきました。特に、鹿児島県建設業協会宮之城支部の皆様には、所有されている重機等をフルに活用し、従業員も総動員でごみの搬出、土砂の運搬等に協力をしていただき、早期に被災地の後片付けができましたことを、御礼を申し上げる次第であります。

さらには、災害のお見舞と早期復興を願う多額の災害義援金や心温まる義援物資等を日本各地からいただきました。

このような多くの皆様方のご支援ご協力に対しまして、議会を代表して衷心より御礼を申し上げます。

△開 会 午前9時34分

○議長（濱田 等議員）

それでは、ただいまから平成18年第4回さつま町議会臨時会を開会します。

本日の会議の服装は、防災服着用との申し合わせであります。山崎議員は過日の被災現場消毒に数日参加され、現在防災服の着用ができない状態であるということでございますので、本日は平服で参加をして、ご了承していただきたいということでございますので、お知らせをいたしておきます。

△開 議

○議長（濱田 等議員）

これから本日の会議を開きます

本日の日程は、お手元に配付してある議事日程のとおりであります。

△日程第1 「会議録署名議員の指名」

○議長（濱田 等議員）

日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、6番木下敬子議員及び8番麥田博稔議員を指名します。

△日程第2 「会期の決定」

○議長（濱田 等議員）

日程第2「会期の決定」の件を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

異議なしと認めます。したがって、会期は本日 1 日間に決定しました。

△日程第 3 「行政報告」

○議長（濱田 等議員）

日程第 3 「行政報告」を行います。町長の報告を許します。町長。

〔町長 井上 章三君登壇〕

○町長（井上 章三君）

7 月 20 日からの本県北部を中心とした局地的に非常に強い降雨が発生し、紫尾山で平均年間降水量の半分近い総雨量の 1, 200 ミリを超える観測史上類を見ない記録的な大雨となり、川内川及び支流の増水により流域の浸水被害並びに土砂災害等が発生したところであります。

特に 22 日には、川内川と支流河川の増水により虎居地区の市街地を中心に川原、湯田、柏原及び山崎地区等の流域全域におきまして、8 月 4 日現在の調査結果であります死者 1 名、住宅の全壊 214 棟、半壊 367 棟、床上浸水 682 棟に加え、道路等の損壊、農地の流失及び農業用施設に壊滅的な損壊など、甚大な被害を受けたところであります。

現在でも、家屋の流失や全壊等によりまだ 80 名の方が避難所生活を強いられております。

この場を借りまして、お亡くなりになりました鉢迫様のご冥福をお祈りするとともに、被害に遭われました住民の方々に対しまして心からお見舞いを申し上げる次第であります。

また、虎居地区と川原地区では、急激な増水により取り残された住民 237 人を消防、自衛隊、警察、役場及び民間の協力によりまして全員無事救出できましたが、一步間違えば多くの犠牲者が出ていたところであり、情報伝達及び避難のあり方などについて課題が残ったところであります。

また、今後については、反省すべき点を徹底して検証を行い、今後の対策に生かして行きたいと思っております。

今回の災害は、記録的な豪雨によることは勿論でございますが、この川内川の中流域の河川改修の遅れと、ダムの緊急放流による被害であるとの住民の声も多くあり、国及びダムに対する町民の不信、不満には根強いものがあります。

私自身もこの中流域の河川改修の遅れなどが災害の最大の要因であると認識いたしておりますので、抜本的な河川改修とダム操作の基準の見直しも含め、国などに強く要望してまいりたいと思っております。

また、被災地域の多くは高齢世帯で、浸水の著しかった地域の被災者のほとんどが家財道具一切を無くし、家屋などの復旧になすすべもなく、被災者の実情は極めて深刻な状況であります。

さらに、商店街の被害も深刻でありまして、経営者が高齢で後継者がいないという商店にあっては、この際に店を閉じられるという話も聞いており、当地域経済に与える影響は計り知れないものがあり、今後のまちづくりに大きな影響があると思うところであります。

現在、復旧作業も大方終了しておりますが、この作業がスムーズに行われた背景には、地元建設業者による土砂除去やガレキの搬出をはじめ、町議会議員の皆さんによる連日の消毒活動、あるいは職員及び県内外の多くの民間ボランティアのご協力の賜であります。

猛暑の中、ボランティア作業に当たっていただきました多くの方々に対しまして、深く感謝するとともに、厚く御礼申し上げたいと思っております。

今後につきましては、災害被災者の救済措置を急ぐ必要がありますことから、今月 4 日から 10 日にかけて被災者の総合相談窓口を開設し、復旧支援制度など生活再建に向けての相談を開始したところでありまして、今後も被災者救援と復興、地域再生に向けて懸命の努力を傾注して

まいります。

また、災害からの復旧と復興のためには、激甚災害の早期指定と併せ、川内川の抜本的改修を早期に行うには河川激甚災害対策特別緊急事業の採択が不可欠であると思っておりますことから、国及び関係機関に対し、政治生命をかけ不退転の決意を持って、この事業採択に向けた活動を展開し、復興を果たしたいと思っております。新しい町が誕生し、最初で最大の試練を迎えたところではありますが、この局面を町、議会並びに町民が一丸となることができれば、必ずや乗り切って行けるものと確信いたしているところであります。議員各位の最大限のご協力をお願いし、報告を終わります。

〔町長 井上 章三君降壇〕

○議長（濱田 等議員）

これで行政報告を終わります

△追加日程 「緊急質問」

○議長（濱田 等議員）

ここで、お手元に配付してあります緊急質問申出書のとおり、柏木議員ほか5名から緊急質問の申し出があります。緊急質問につきましては、協議の結果、被害の大きかった地区の議員が代表して、6名の議員が質問するというものであります。

柏木議員ほか5名の緊急質問の件を議題とし、採決します。

お諮りいたします。柏木議員ほか5名の緊急質問に同意の上、日程に追加し、直ちに発言を許すことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

異議なしと認めます。したがって、柏木議員ほか5名の緊急質問に同意の上、直ちに発言を許すことは可決されました。

ここで発言をされる6名の議員にお願いをいたします。議員それぞれに被災者の皆様に対するお見舞とボランティアの協力、災害義援金等に対するお礼等を発言されたいと思いますが、議事進行の関係もあり、また、先ほど会議の冒頭で私が代表して申し上げましたので、この点については割愛していただきますようお願いいたします。

それでは、申し出の順に発言を許します。

まず、13番柏木議員の発言を許可します。柏木議員。

〔柏木議員登壇〕

○柏木 幸平議員

おはようございます。

まず、通告どおり、対策本部の設置のあり方、避難指示等の災害情報伝達は的確であったかということから質問に入ります。

豪雨災害の被害状況等は、先ほど町長の報告があったとおりですが、これまでの町の防災が根本的にくつがえされた災害でもありました。被災者や町民の感情は、ダム管理に対する不信感や国土交通省に対する河川改修の遅れへの怒り、また行政や議会に対する災害対応の不満、あるいは各種団体等も含め、日が経つに連れ、被災者の方々はどうにもやりきれないいらだちをそれぞれに持たれております。

今回の豪雨災害で被災された方々のほとんどは「早く元の生活に戻りたい」と願っておられますが、未だに町の施設において避難生活を余儀なくされている被災者もいらっしゃいます。

また、商工業の方は早く店を再開して、お盆を前に客に迷惑をかけてはいけないという気持ちから、心身の疲労がピークを通過しているのに、猛暑の中、最後の気力を振り絞り再建に向けて奮闘しておられます。

また、借家、貸家での被災者や長年の水害におびえてこられた被災者におかれては、もうこの被災地に怖くて住めないのも、他に引っ越すという方もいらっしゃいます。

今回の災害は、被災者の方が、昭和47年の水害のイメージが強く、「水位がまさかここまで上がるとは思わなかった」と言われておりますし、急激な増水で「自分の生命を守るのがやっとだった」と、着の身着のままで、ずぶぬれになって、宮之城農業高校に避難されて来られました。

また、虎居地区公民館に1次避難した高齢者6人が、地元消防団にボートで救出されて、宮之城農校や親戚のところに再避難した例もありました。

被災者の話の中で、「もう少し早い段階で避難できるように、正確な情報が欲しかった」とのことでしたが、対策本部としては、鶴田ダム管理所の予測放流量を参考に判断されたと思います。ダム上流でも降水量が多く深刻な状況の中で、さつま町災害対策本部の設置のあり方や避難指示等の災害情報伝達、また避難勧告の発令タイミングは適正だったのかお伺いいたします。

次に、現行のダム操作規則についてです。

鶴田ダム管理所が今年6月発行した「おおつる湖だより」では、「鶴田ダムからのお願い」のコーナーで、「鶴田ダムでは大雨が予想された場合、事前にダムから少しずつ放流し、ダム湖の水位を下げてポケットを確保して行きます。これを予備放流と言います。その後、ダムに入ってくる洪水をダムで貯めながら流して、ダム下流域を洪水から守ります」と書いてあります。

昭和41年に鶴田ダムができて以来、これまでに何回となく我が虎居地区は浸水し、洪水から守れなかったのに、でたらめな情報を流しております。

さつま町での6日間の総雨量が1,200ミリを超え、一番降ったときの降水量は1時間に88ミリで、観測史上類を見ない記録的な大雨だったことは事実であります。鶴田ダムから山崎・二渡地区までの川内川に、県が管理する河川が11、さつま町が管理する河川が10、合計21の支流があり、増水したこれらの支流から一挙に流れ込むと、川内川の水位が上がるのは当然で、この事態を把握されて鶴田ダムの放流をおさえるのなら理解できるわけですが、上流からダムへの流入量が増えたので、放流を増やして行ったわけです。本当に下流域のことを考えているのか疑問です。

そして、7月22日の夕方からダムがほぼ満杯になったので、ダムへの流入量と下流への放流量は、放流がやや下回っているとはいえ、ほぼ同時にする操作を始めております。

その放流量も7月22日午後6時10分と30分には、鶴田ダムのこれまでの放水量の最高とされた昭和47年の2,260トンを超えて1.63倍を超える3,571トンの放流をしているわけです。

我が町の鶴田・宮之城地区は鶴田ダムの直下であり、放流の直撃をまともに受ける地域でありますから、そのまま被害に遭うのは当然のことです。

ダム堰堤下の町道平江線と鶴田大口線も、ダムの放流によるものと思われるように寸断されております。

これで、防災も兼ねた多目的ダムといえるのか、不信感を持ちます。

このような現行のダム操作規則に、町民をはじめ私自身も疑問を感じるわけですが、町長はどのように考えられるか、先ほどの行政報告で一部触れられましたが、再度お尋ねいたします。

次に、河川改修と国の責任について質問いたします。

鶴田ダムの設計自体が、昭和30年代までの雨量を基礎に洪水調節を考えてあるのに、国はそ

のまま防災ダムにも切り替えず、また抜本的な中流域の河川改修もしていません。私は、国がこのような事態が来るのを予測しながらも、置き去りにしたような気がしてなりません。町民の皆さんも同様な考えではないでしょうか。

河川改修がはっきりしないと、虎居地区の浸水地域からの町外への転出もあるので、移転措置も早急にして欲しいところです。そのまま残る方も、どこまで住宅に手を入れたらいいのか見当がつかずにおられますし、また何らかの補償がないと再建できない方も多くいらっしゃると思います。災害地では諸々の事情が多いのです。

ですから、地域の長年の要望であった河川改修がこれまでに行われておれば、今回のような災害はなかったと考えますので、これまで改修をしなかった国にも責任があると考えますが、町長はどのように考えるかお伺いいたします。

以上で、1回目の質問を終わります。

〔柏木議員降壇〕

〔町長 井上 章三君登壇〕

○町長（井上 章三君）

ただいま柏木議員から3点にわたる質問をいただきました。

まず、第1点の問題でございますが、鶴田ダム管理所からダムの予測放流量が役場に通知されているが、対策本部の設置のあり方について適切であったのかと、避難指示等の災害情報伝達は的確であったのかということであります。

7月20日・21日、大雨洪水警報が断続的に発令されており、21日午後6時には災害警戒本部を設置し、総務課長以下、警戒本部職員が夜間においても監視しながら、ダムの放流及び川内川、町内の中小河川の状況を監視し、重大な災害の発生に備え即応できる体制をとっております。

22日の土曜日午前8時55分、ダム管理所より8時30分現在の流入量が1,664トン毎秒、これに対し1,280トン放流し、午前9時頃より1時間に約90トンずつ放流を増加し、1,400トンまで放流量を増やす見込みであるとの連絡を受けたわけであります。この時のダムの空き容量の割合は、57.9％ということになっておりました。

午前9時過ぎに、河川事務所長から今後ますます上流域の雨量が増え続け、ダムの放流量も今後増える見込みであり、警戒を強めるよう連絡があり、また同時に本庁域での雨量計も警戒雨量に達したため、午前10時に災害対策本部を立ち上げ、各部の災害対策の指示、住民の避難誘導、避難所の設置等に全力を傾注した次第であります。

避難指示等の災害情報伝達は的確であったかということですが、午前10時20分に宮之城の水位計が危険水位の6.6メートルを超え、その後10時45分にダムからの放流通知を受け、この時は流入量2,214トン、放流量が1,422トンということでありましたが、川内川の目視と支流河川の増水を確認したところ、急激な増水がみられたことから、本部及び各所に通知をし、11時に避難勧告を発令し、これは虎居地区であります。11時05分には無線放送で避難勧告を行ったところあります。

さらに11時30分には、宮之城水位計で計画高水位を超えたため、即座に防災無線で避難の広報を行うと同時に、職員、警察、消防署及び消防団による避難誘導、避難広報活動を始め、同35分には、避難勧告を避難指示に切り替え、11時43分には避難指示の広報等を行ったところあります。

増水のスピードが速すぎるため、11時45分には増水する水で孤立した人命救助の必要があると考え、自衛隊の派遣を要請するなど、今回の水害はこれまでに経験したことのないもので、

梅雨前線が同じ地域に長時間停滞したため記録的な大雨となり、大水害に至り、短時間に避難勧告、避難指示、避難所設営、救助活動等の必要が生じてきたと認識しております。

したがって、避難指示等の災害情報伝達は的確であったかということにつきましては、万全とは言えないまでも、できる限りの方策は尽くしたと考えております。

結果として、犠牲者を一人も出さずに救出できたことは連携プレーの賜物でもあり、関係方面からも評価されたところであります。これは不幸中の幸いでありました。

避難の周知・広報のあり方がどうであったかについては、今回のような降雨時の拡声器の伝わり方、音声の大きさなど課題などを徹底して検証し、今後の対策については、防災計画を見直したいと考えております。

次に、ダム操作規則に疑問を感じるが、町長はどう思うかということであります。

鶴田ダム操作規則は、昭和48年6月に全部改正をされておりますが、操作規則には大きく分けて6月11日から10月15日までの洪水期間、10月16日から翌年6月10日までの非洪水期間とされております。

近年異常気象による集中豪雨の傾向は高まっており、今回も記録的な豪雨により、特に洪水期間の調節は、ダム下流の流域にとっては今回のように極めて深刻な状況となりうることから、梅雨期におけるダムの調整能力の限界を露呈した結果となっております。ダムの調整能力を超える流量が流入し、調節はされたものの記録的な放流が余儀なくされ、大きな浸水被害につながったという結果となっております。

ダムの操作状況は、10分おきにデータとして排出されており、操作自体は精一杯の努力をされたと認識しておるところであります。再度災害防止という点からは、もっと能力を高められないか、もっとできることはないのかという課題は残ったということになると思っております。

今後は、ダムの操作のあり方についても、さらなる検討を求めてまいらなさいいけないと思っております。

次に、国の責任についてどう思うかということですが、川内川河川改修につきましては、昭和47年7月6日西日本一帯を襲った過去最大の豪雨災害があり、一瞬にして湯田地区、川原地区で147世帯が流失し、町内各地区でも床上浸水、田畑の冠水など多大な被害を出しております。

これを機に、湯田地区の河川改修が始まり、国、県及び関係機関の協力のもと、3年10カ月の歳月かけて、新しい宮之城温泉街が誕生したところであります。その後、川原地区改修、柏原地区の一部改修、虎居地区の常時浸水地区の一部買収、二渡地区のほ場整備に伴う用地買収は実施されましたが、あとの進展が見られなかったところであります。

町としても川内川改修促進期成会及び川内川下流改修促進期成会を中心に、本省、九州地方整備局、川内川河川事務所へ毎年陳情、要望を繰り返し実施してきたところであります。

国においては、公共事業の事業費抑制等が実施されており、全体事業費にて平成12年度の約120億円をピークに、平成17年度は約57億円となっております。また、改修費については、平成10年度の約78億円をピークに平成17年度約33億円となっており、薩摩川内市街地部改修事業が主な施行箇所であります。

結果として、この中流域の河川改修事業の遅れが、今回の災害の一因であると認識してるところであります。

〔町長 井上 章三君降壇〕

○柏木 幸平議員

まず、災害対策についてですが、災害の情報伝達、あるいは避難勧告の発令については、万全

ではなかったかもしれないが評価はあったとのことでありました。

でも、住民としては本当に適正だったのか、未だに疑問視されておりますので、この点についてはまた、今後の議会の豪雨災害特別委員会のほうでも調査をして行きたいと思います。

これから台風シーズンになります。風水害による2次災害が懸念されるので、今回の水害を教訓に防災計画の見直しなど、早急の対策を考えなければなりません。それと、今回、個人所有のボートや川船が人命救助に役立っております。今後はこれらの救助のためのボートや、救命胴衣の常備も被災地に必要ではないかと考えております。

今回の水害で、先ほどの報告でもありましたがおり1名の方がお亡くなりになり、軽傷が3名ということでしたが、明るい時間帯の災害であったことが、人的被害が少なかったと思います。これがもし夜ですと本当にどうなったことかと、怖い思いがいたします。

人命救助に対する問題も、高齢者や障害者、幼児など、災害時における弱者とされる人達の避難場所や避難方法等の指示等、また防災無線の放送が雨のため聞こえなかったとのこともあり、情報伝達手段も問題になっておりますし、今後いろいろなソフト面の強化も必要となってきました。

また、昭和47年の大水害と平成9年の大地震以来の災害であり、災害の避難に対する心構えや緊急時の対応など、住民の防災意識も薄れないように、現地での防災訓練も必要かと感じました。

今後の対策としては、いつ発生するかわからない台風や豪雨等の2次災害であります。現に7、8、9号の3つの台風も発生しております。

極力2次災害をおさえるための被災箇所についても、緊急的に復旧しなければならないですが、この点について町長はどのようにお考えかお伺いいたします。

次に、ダム操作についてですが、町長はダム操作に関しては課題が残っていると思うと答えられましたが、鶴田ダム管理所の所長はじめ職員の方は、マニュアル通りに操作されて、問題はなかったかもしれません。

しかし、被災住民は、短時間の内に異常に増水し、家を出ておられます。住民の209人は、逃げ遅れて自力で脱出できず、ボートで救助されている。このような状況で、被災者をはじめ町民の方は、ダムの放流に不信感と不満を抱いておられ、納得いく説明が早急に欲しいと思われま

す。

町長は、鶴田ダム管理所と川内川河川事務所と一緒に、今回の被災に遭われた湯田・柏原・屋地・虎居・山崎地区それぞれの地域で、今回の水害について現地説明会・意見交換等を開く考えはないかお尋ねいたします。

ダムからの調整放流と川内川の河川改修が進まなかったからです。被災者は本当に絶望されております。何とか救済する手だてや補償を、国に請求すべきだと思います。

いまの町長に被災者を救済する煮えたぎるような情熱と復興に対しての強い信念がどれだけあるのか、また役場職員への指揮が、被災者の要望に応えられるような的確な判断と指示、そして自らの行動をどうされたのか。そして、これからどうされるのか、町長の行動が直接見えない被災者にとっては、町長を信頼するしかありません。

そのようなことで、町長の河川改修に対する意気込みを聞きたいと思います。

以上3点。質問を終わります。

○町長（井上 章三君）

ご指摘のように、今回の災害が昼であったからこれだけの状況で済んだと、特に市街地部における犠牲者がいない形で終わったと思っておりますが、もし夜だったらということを見ると、大変

な犠牲が出ていたのではないかと、そういうことを思いますときに、今後いつやってくるかわからない新たな台風の災害であったり、集中豪雨災害ということになりますときに、この災害対策本部の設置のあり方、避難指示等の情報伝達その他、今回の教訓を徹底的に検証して、もっとスピーディーに、もっと適切な対応ができる体制を組むということに対しては、大いにこれは勉強しなきゃいけないというふうに思っているところであります。

それから、今回のダム放流の問題に対して、これは特に宮之城地区の方々にとっては、昭和47年の災害というのが、頭にこびりついておられるわけでありまして、それだけに今回のこの被災ということに対しても、またダムがやったのではないかと、ダムの操作が悪かったのではないかと、ダムの操作にミスがあったのではないかと、そのダムのあり方というものに対して疑問を投げかける声が高まってくると、これは無理もないところがあると私は思っております。

しかし、現実を冷静に見たときに、私たちはダムの管理所から管理の状況を連絡も取りながら、あるいはまた河川事務所からの連絡も受けながら、その状況あるいは操作のあり方というものがどうであったのかということに注目もしておりましたし、その後報告も受けたところでありますが、ダムが精一杯やられたとはいうものの、結果としてこういうような被害が出たと、しかし、ダムがなかったらどうなったかということに関しては、もっと大きな被害が出たであろうという結果が、データ的にもはっきりと出されております。

例えば、ピーク時の水位が1.3メートルもっと上がったとすると、あるいはまた、ピーク水位の時間差を約4時間ずらす操作の効果があつたとか、いろいろとその結果として大きな災害となったけれども、操作事態はギリギリのところを精一杯やられたという状況があつたというふうに聞いておりますし、これはまた議会の特別委員会におきましても、説明を是非したいというふうにダムの管理所も、あるいは川内川の河川事務所も言われておりますので、そここのところをしっかりとまた聞いていただいて、そしてまた、住民の方々にも説明をしたいと言われておりますから、ダムの管理のあり方がどうだったのかということは、これは私が言うよりも直接聞きながら、また判断をしていただきたいと思います。

そして、いま多目的ダムということでもありますけれども、もっと防災に特化したダムのあり方というのはできなかったのかと、できないものかという課題は残っているというふうに思っておりますし、ダムも限界があることはわかっておるわけですが、いまのダムの状況をもっと能力のある、効果のある形に変えることはできないのかということについては、国のほうにさらに検討を要求して行く必要があるというふうに思っているところであります。

何と言いましても、今回の一番の原因は、予想をはるかに超えた上流域、中流域に対する記録的な豪雨と、その水量が流れ込んだと、そして各地を災害に追い込んだということでありまして、この異常気象の状況というのは、日本の国内にあちこちに最近では頻繁にあらわれつつあるということでありまして、こういう状況にどう対応するのか、こういう時代にどう対応するのかということが問われているというふうに思います。

今日まで、河川改修に関しては、ずっと要望はしてきたわけですが、「河川改修は下流から」というのがセオリーであるということでありまして、中流域に対してはなかなか力が及ばなかったということがございます。

その遅れが、やはり今回懸念していたところがことごとくやられたということになっているわけでありまして、私はこの大きな災害を、再度こういう災害が起こることがないように、国に強く要望するとともに、この機会に抜本的な見直し、河川計画の抜本的な見直しと、そして、この機会に一気にこの河川改修に取り組んでいただくと、そういう意味においては、激特という河川改修の方法がとられれば、今年を含めて5年以内に河川改修を一気に進めるというチャンスが

訪れたと、そういう意味では最大のチャンスが訪れたというふうに考えておりますから、その導入に向けて、総力を挙げて、この改修の実現に向けて取り組まなきゃいけないと、こういうふうに思っているところであります。

○柏木 幸平議員

2次災害の件について、答弁もれがありました。

町長の意気込みも聞いたわけですが、町長はいま聞いておりますと、住民の側じゃなく、ダム管理所側の代弁をされてるような、そういう気がしてなりません。本当に町民の立場を考えた答弁とは思えません。なぜいま苦しんでいる水害の皆さんの代表として、そういう答弁ができないんですか。〔傍聴席で拍手する者あり〕

非常に悲しいです。私たちの町長自らが先頭になってこの災害の危機を、復興に向けてがんばらんなんらん時に、ダム側の代弁を言ってるような、そうにしか聞こえないです。（「そうだ」と呼ぶ者あり）

本当に腹立たしい思いです。被災者の皆さんが聞くと、本当にここに駆けつけてこられると思います。

それと、先ほどのこのいまの町長の答弁は、地元の説明会で伝えるとしたら、本当にどうなるか町長はわかりますか、信頼がなくなります。

2回目の答弁をいただいている途中で、本当に気持ちが煮えたぎるぐらい悔しいです。

用意した3回目の質問の内容に入りますが、まずダム操作規則についてですが、先ほど町長はピーク時に、ダムの操作で災害が最小限で済んだと言われましたが、今回の水害は、河川水位のピーク時にさつま町の雨量が少なかったのが幸いしたのであって、あと数時間このさつま町で降水量が増えたら、川内川の氾濫がさらに広範囲な水没になったといわれます。22日の夕方も、あと1メートル増水する、水位高が高くなるとの情報があったわけです。

今後は、地球温暖化により異常気象等が国内をはじめ世界中で発生していますから、100年に1度でなく、毎年でも起こりうる可能性と、水害に弱い地形であることを、改めて被災者の方は再認識、水害に対する再認識をされたと思います。

ですから、町長も先ほど言われましたが、鶴田ダムを防災専用のダムに切り替えたり、ダム下流が警戒水位に達しないときは自然放流をして、警戒水位、危険水位に達したときの操作方法を開始するなどできないものか、またダム湖内の堆積土砂の浚渫（しゅんせつ）をしたりして、洪水調節容量に余裕をもたせたら、急激な放流は避けられたのではと思うのですが、防災専用のダムと操作見直しについて、町長自ら国に要望すると先ほども言われましたが、これを継続的に早い段階でできるように、町長に要望しておきます。

それと、昭和47年に発生した湯田の災害の当時の旧宮之城町名誉町民でもあられる現王園直吉町長は、国の責任において一日も早く復興計画をお願いしたほうが適策と考え、被災者に素直に訴えたところ、最後の会合で満場一致で町長に一任するという事に決議され、いよいよ責任の重大さを感じ、一生の政治生命をかけて、復興に努力されることを誓われたそうですが、先ほど井上町長も、政治生命をかけて行うと言いましたが、先ほどの答弁ではそういうことを感じられません。

今後、川内川中流域の河川改修につながる河川整備基本方針、また河川整備計画が一刻も早く策定され、都市計画や新しい安全安心なまちづくりができるように、町長も国や県に働きかけていただきたい。議会も頑張ります。

本当に、この被災者の気持ちを考えて町長はやり遂げて行く自信があるのか、再度確認いたしたいと思います。

○町長（井上 章三君）

今回の災害に対して、床上浸水の方々の実態というのを見たときに、その悲惨さが目に余るものがある。これは私もあちこちで見ておりますし、また国のほうも国土交通省の大臣がいち早く我がさつま町に直接やってきて、そしてさつま町の被災地を見て、そのまま帰られたということの中に、このさつま町の被災に対する国の責任を感じておられる、あるいは心配しておられるというその姿を私は見た思いがしてゐるわけであります。

それで、被災者の方々の生活の問題、そして、また商店街を中心とする地域の復興の問題、そして、そのためにも河川改修をどうしてもこの機会に実現しなければ、一時的な復興というものがまた台無しになってしまう可能性がある、そういう点で、今回この機会を最大のチャンスととらえて、河川改修を一気に実現すると、これに総力を挙げないと、そしてまた国もいま最も川内川流域に関心を寄せ、その中でもさつま町に一番心を痛めて、どうしたらいいかということを考えておられるという状況にありますから、これを精一杯に国の力でもって改修を実現すると、これが私のさつま町長として就任したその第一の責任だなど、使命だなどというふうにいま思っているわけであります。

この試練を私たちの町が乗り越えることができれば、私たちの町の未来はないと思うわけでありまして、今回のこの災害というものを、その原因の究明とか、そして今後の課題というものを、一方では冷静に、そして的確にそれを判断しながら、そして総力を挙げてこの対策に取り組んで行くということが私たちの使命であると思っているわけでありまして、そういう点では一番の原因はどこにあるのか、何が課題であるのかということ徹底してやはりよく説明も聞き、あるいはまたそれを検証し、そして力を合わせて取り組んで行くということが大切であるというふうにいるわけであります。

私はこの問題に対して、正にいままでのいろいろなつながり、あるいは自分のいま立っている立場、その総力を挙げてこの問題の解決に当たりたいと、そしてベストを尽くしたいと、こういうふうな決意をしてゐるわけでありまして、その方向に是非議員の皆さんも一緒になって協力をしていただきたいと、願っているわけであります。

○議長（濱田 等議員）

次は、16番舟倉議員の発言を許可します。舟倉議員。

〔舟倉議員登壇〕

○舟倉 武則議員

通告にしたがい質問します。柏木議員と重複するところがあるかと思いますが、なるべくダブらないようにしたいと思います。

1点目、川内川改修のこれまでの経緯に対する基本的な考え方について伺います。住民の皆さんが、まだまだ記憶にはっきりとあります47年7月6日のダム放流によります大災害と、その後の河川改修事業は、当初計画された事業が完全に実施されておりませんが、今回の豪雨により、計画実施はおろか、川内川の河川管理を抜本的に見直し、国家の大事業の一つに指定を受けるまで、決死の覚悟で県・国に働きかける必要があると考えます。もちろん住民のパワー、町議会、町執行部が一丸となって展開すべきと考えます。

町長にお伺いしますが、これまでの河川改修工事について、国の実施の仕方、誠にのんびりした取り組みではないかと思っております。その進捗状況などを踏まえ、どのような運動を展開されようと考えておられるのか、基本的な事項をお示してください。

2点目、被災を受けた商工業者に対する再開業のための支援制度は考えられないかについてです。今回の災害は、特に虎居地区においては、商店街がその大半を被ったと考えますとき

に、町が推定されている被害額について、誠におおざっぱなもので、各店舗が被災して、処分した金額を詳細に算定すれば、先にお示しになった15億円ぐらいということでしたが、はるかにこれを上回ると思っております。

商店街は、住居店舗の改修に加え、これまでの仕入れの買掛金の問題、これまでの仕入先との継続しての取引など、取り組むべき事項が山積しております。新聞・テレビ等で災害のための融資がありがたいほど報道されていますが、いざ借り入れようとなりますと、誠に手続きが複雑で、個人的には困難となります。

これらに対する町の支援をどのように考えられておるのか、またそれ以前に直面します立ち直れる手法を、商工会、町商工観光課の指導のあり方などをお示してください。

1回目の質問を終わります。

〔舟倉議員降壇〕

〔町長 井上 章三君登壇〕

○町長（井上 章三君）

ただいま舟倉議員のほうから、緊急質問をいただいたわけですが、川内川改修のこれまでの事業実施については、柏木議員のところで答弁したとおりであります。

国土交通省の考え方につきましては、限られた国の財政の中で、上下流のバランスをとりながらも、「改修は下流域から」というセオリーにしたがって、下流域から整備を進めてきているというのが実情であります。

さつま町につきましては、これまで6地区の要望をしてきておりますが、これは河川改修が5地区であります。その全地域が今回の集中豪雨において甚大な被災を受けておりますので、再度災害防止の立場から、今後は川内川の改修の抜本的見直しと、1日も早い災害に強い河川改修の実施を被災者の協力を得ながら、実現を図る覚悟であります。

また、この間の私の要望活動の動きであります。川内川河川改修が1日でも早く実現できるように、8月1日に川内川河川事務所長に取組みの状況、考え方、そして要望と意見交換などを行い、それから8月3日、濱田議長とともに関係する川内川流域の市、町長、議長と国土交通大臣、国土交通省河川局長をはじめとする国交省の関係機関、地元選出国會議員等への陳情活動を実施、そして翌4日には、議長と一緒に福岡の九州地方整備局の河川部長、建政部長に要望を行うとともに、今後の河川改修に伴うまちづくり等についての意見交換を行ったところであります。

国交省はいま真剣に川内川の河川改修の基本である河川整備基本方針と、その元での河川整備計画の検討を早め、今回の被害への対応を早期に取り組もうとしておられます。先の衆議院の災害対策特別委員会で宮路代議士が質問に立たれたわけですが、その中で、この河川整備計画を早急につくるということと、それから、激特事業を含む様々な事業手法の中から地域にあった最適な手法を選定して、できるだけ早く実施に向けて動き出して行きたいというふうに答えておられます。

そういうことで、いままでほとんど進まなかったこの河川改修問題を一気に解決するチャンスが、やり方によってこれは最大のチャンスが訪れたというふうに私は認識しております。この機会を最善を尽くして、勝ち取らなきゃいけないというふうに思っているわけであります。

それから、今回の水害で被災を受けた商工業者に対する再開業のための支援制度は考えられないかという問題であります。

今回の豪雨災害においては、本町の商工業に対しても想像を絶する甚大な被害を被ったところであります。被災された方々に対しましては、心からお見舞いを申し上げる次第であります。

被害については、店舗部分、機械設備部分、商品・製品・原材料部分で延べ420件、被災商工業者は実に180件にも上り、被害総額も発生当時で、概算約12億5,000万円に達しているとみられております。被災商工業者は7地区におよび、ほとんどが全壊・半壊・床上浸水の被害を受け、店舗はもとより、機械設備、商品、原材料など、一瞬にして全てを失い、誠に悲惨な状況に立っておられます。

被災された方々のお気持ち、心情を思うときは、何ともやりきれない、言葉が出ない面がございます。

被災者におかれましては、廃業を余儀なくされる方、まだどうするか態度を決めかねておられる方、規模を縮小してでもがんばって再開しようとされる方、移転を考えておられる方など、様々な意向が交錯し、大変苦慮しておられます。

こうした状況を見るとき、町としても何とか再建できるような手立てを講じて行かなければならないと切に痛感しているところであります。

ご質問の再開業のための支援制度についてであります。現在対応できるのは、国民生活金融公庫の災害貸付制度、県の緊急災害対策資金の融資制度、町の中小商工業者振興災害融資利子助成制度等であり、いずれも融資制度に係わるものであります。

しかしながら、被災者の中には融資を受けるに当たって、融資を受けるだけの余力があるのか、また将来の返済の問題等を考えたとき、果たしてどうしたらいいのか、大変苦慮しておられるのが現状であります。

私としまして、町として何とか再開できる手立てとなる支援制度的なものはできないものかと、関係課とあらゆる角度から検討しているところでありますが、財政の逼迫している中で、どういう方法があるかということについては、まだこれという対策が見えてるところまでできておりません。

しかし、そういう中で、国の調査団が来町された折にも、その都度、商店等への支援制度の創設を含めた支援対策を講じていただけるようお願いするとともに、先の衆議院の災害特別委員会でも宮路先生のほうからも質問をしていただき、早速翌日には中小企業庁の次長が現地調査に来られたところでもあります。また、知事にも直接お会いし、あるいは商工労働部長にも直接お会いしながら、この実情を説明し、何とか支援の方法を考えていただきたいと、強くお願いしたところであります。

このようなことを受けて、現在、県においてもその支援策を、市町村と一緒に、効果的な支援策をつくれなにかということを実際に考えているという回答をいただいているところであります。

このような状況下にありますので、商工業者への支援策を含め、復興に向けて最大限の支援を取りつけて行けるよう努力を続ける覚悟でありますので、議員各位におかれましても絶大なるご協力をお願い申し上げる次第であります。

〔町長 井上 章三君降壇〕

○舟倉 武則議員

町長が「ピンチをチャンスにする」と言っておりますが、虎居の右岸下流、西手西地区なんかはもう計画があったんです、広瀬公園からの。それを椎込の改修、隧道またはカット、財政難で前から3点セットですするという置き去りにしてありました。この辺が国・県の怠慢と言いますか、我々の陳情もちょっと弱かったと思いますが、この辺を早めにやっとれば、西新町から下流は災害を免れたのではないかと考えております。

やっぱりこういうことは、決まったらやっぱり財政難とかもう、何か想定外の雨とかそえんた

結果論ですから、そういうことを乗り切るのが行政であり、我々の仕事じゃないかと思っております。

これはいまから議論をせんにやいかんところではありますが、商売人に対しましてもまた、商売には定年がありません。ずっと続けますので、運転資金を……。少しの運転資金があれば商売人はすぐ復興すると思っております。何とかその辺を考えていただきたい。

2回目の本論に入ります。

8月4日のNHKテレビ番組「かごしま熱風録」の放送の中、皆さん見られたと思いますが、川内川水位の計測点の一番上にあります飯野において、22日の朝早い時点で警戒水位に達したことが報道されています。これによって下流の鶴田ダム管理事務所はどのような対策をとったのか、調べにはなっておりませんか。

鶴田ダムから下流への情報の伝達をいち早くとられたのか、また早めにダムの水位を最低に下げる作業はできなかったのか、そのことについて町長の見解を求めます。

今後の復旧についてであります。47年7月6日のダム放流による大災害の河川改修は、100年に一度の降雨を見込んでの計画であったと言われております。川原地区の改修が完成したのが平成10年の12月です。24年間かかりました。100年に一度というのは10年目であろうが、20年目、30年目であろうが、100年に一度ということになります。今後において改修計画を立てるとするならば、いや当然そのように国に働きかけていただきたいのですが、これまでの想定内の水位、今回の想定外、降雨による水位は当然、想定内の想定内として計画すべきであると放映されました。このことについて町長の見解を求めます。

私も47年、今回も災害に遭ったわけですが、私が47年に遭ったのは、26歳の時でありました。川原に生まれてずっと育っております。雨が降れば、私たちの小さい頃は、雨が降れば降ったひこずーち川が出てきて、止めばすぐ減っていきます。そして道路も低かったです。砂利道で、自動車も離合ができないぐらいの道でした。いま宮都大橋も32年ですので、ない頃であります。

町長が、「ダムがあったで助かった」と言われますが、私はダムがあつて助かつとでなくて、自然で浸かるのはあきらめがつきます。ダムがあったばっかいいにあきらめが、住民はついてないと思っております。その辺はいまからずっとやりますが、今度のあれも、ダムによりまして、何十時間と水没しております。そのために石膏ボードでできた壁やら電化製品、コンピューターでできています。昔の水害であれば、さっと出てさっと引きましますから、あんまり被害は出なかったと思っておりますが、その辺を考えていただきたいと思っております。

そして、一番のしゃくにさわるのは、私は、47年は3メートルかさ上げしていただきました。そして1メートルパラペットをやれば、もう水害はないと、100%信じていました。長崎団地も一緒です。ほいで、1時間ぐらいあれば在庫は全部上げられます。しかし情報がなかったです。ワアワア言うて、聞こえませんでした。もちょっと、雨が相当降って、相当な水かさが増すっどちゅう情報があれば、1時間ちょっとあれば、在庫1,000万ぐらいは上げます。皆でこうして持って上がれば。まあそれができなかったことが残念であります。川原地区が58年に抜本改正されまして、長崎団地も造成され移転がなされましたが、川原公民会は95%、115戸のうちに100戸数が浸かっております。本当に気の毒でありました長崎団地、高い8万いくらの土地を買って、もう安心しておられたのが浸かりました。このことはちょっと問題じゃないかと思っております。

幸いにして湯田地区は浸水がなかったわけですが、同じ河川改修をして、そのことは幸いです。川原地区堤防をなぜオーバーホールしたのかが疑問であります。湯田・柏原・虎居・川

原・山崎、全町を考えて、このことを参考に復興に励んでもらいたい。

町長、このことについての考え方を、また当時開発課長でありました宮之脇助役でもいいです。改修された堤防に、家を建てられまして本当にまた浸水いたしました。担当課長でもいいです、このことについて、あればご意見をいただきたいと思います。

○町長（井上 章三君）

いくつかの課題を言われたわけですが、下流の警戒水位に達した段階で、下流の鶴田ダム管理所はどのような対策をとったのかと、水位などは最低に下げていたのかというようなことですが、この警戒本部に対して、22日の8時55分にファックスが参っております。その段階で、そして随時連絡が来ているわけですが、ダムの貯水率をずっとこうデータが出ておりますけれども、20日、21日頃の段階で、やはりその降雨を想定してこの調節要領の最低のところまで、2～3分のところまで水位を下げておられるという状況は、確認しております。

しかし、その後のダムの増水のスピードというのが、あまりにもこの早かったということもまた、見えるわけでありまして、今回の洪水に対しては、北はえびの市、そして湧水町、湧水町の特に吉松、そして菱刈町、大口市、それぞれ大変な災害を受けて、洪水状況になって、流域は違いますが、出水市もそうですけれども、上流においては、上流自体が大変な河川のパンク状態になって、その水がダムのほうに流れてくるというわけでありまして、また、我が中流域においても前線が停滞した形で多量の雨を降らしているために、川内川の支線においても相当の流量が出ております。

これは、そのあとをみると、それぞれの川がかつてなかったような氾濫状態になってると、旧薩摩町においては、被災箇所の農地とか、がけ崩れいろんな箇所が600箇所もでているということからみても、大変な雨量があったんだと、降雨があったということがみられるわけでありまして、そういうものがこの宮之城のこの地域に全体的に流れ込んできてると、ただ河川改修をしてきた薩摩川内市の市街地は、今回ダムの調節によって守られましたという感謝をしておられました。

ですから、その河川改修が進んでいたところは助かったというわけでありまして。そういう意味で、今回上流から下流まで一緒になって、一貫性のある河川改修計画、そして河川改修を実現してもらいたいという要望運動が始まっているわけでありまして、これはやっぱり一貫性がないと、部分的にやってもまたその下がやられるということになりますので、そういう河川の整備計画をつくりながら、これに取り組んでいただくということが肝要であるというふうに思っているわけでありまして。

長崎団地等の被災したという問題に対しましては、私も当時の方々から聞きますと、もうここだったら浸水することはないといわれていたという状況の中で、このような被災に遭ったということで、大変お気の毒だというふうに思うわけでありまして、その計画の内容がどうだったのか、そしてこれに対して国の責任はないのか、そういうことについては、もっとその経緯を検証しながら、また言うべきことは言って行かなければいけないのではないかというふうに思っているところであります。

○助役（総務）（宮之脇 尚美君）

ただいま町長のほうから基本的な問題については答弁がございましたが、長崎団地とその川原地区の改修の関係でございます。

47年の水害のあとに、湯田あるいは川原地区の主体的なそういう河川改修に向けた開発公社を設置がなされているようでございます。

実は私は昭和50年に役場のほうに入っておりますが、当時はいなかったわけですが、これらの経緯につきましては、諸先輩の方からご意見を賜っておりますし、またいろいろご指導を賜ったところでございます。

今回、結果的にはやはりその現在の国が示しております計画高水位、これが8.74メートルということで、いわゆるこれがギリギリの線ということになるようでございます。

今回最高水位を示しましたのが午後6時50分、11.66メートルを観測いたしております。結果的に2.92メートルオーバーをいたしておりますが、長崎団地はこの計画高水位8.74メートルよりも1メートルほど最低のところの一番低いところで設定をされているということでございます。

川内川が非常にこう増水がありまして、いわゆる穴川のそういう支流もかなりの増水があったわけですが、そういう意味で47年に比較にならないような被害が出ているところでございます。

これらについては当初から私どもも災害発生時からそういうことを、この雨量を、あるいはダムの放流等を考えた場合に、そういう対策というのを一刻一刻つかみながら行ったわけですが、結果としては反省が残る、非常に大きな反省をしなければならない対策になってしまったということでございます。

これにつきましてはやはり、町はもちろんでございますが、県、国それぞれそういう防災機関の関係につきまして大きな反省をしなければならないと考えておりますし、また、そういう臨機応変なやはり見直しというのは当然、必要な部分については早急に見直す必要があるだろうというようなふうに考えております。

これについてはまた、事務レベルでもまたそういう協議を行っておりますし、そういう部分についてはまた、そういう新しい情報等の新しい情報がございましたら、また住民の方々にも周知をしながら、防災対策につきましては台風シーズンが控えているわけですが、万全の体制をとって行きたいというようなふうに考えております。

以上でございます。

○舟倉 武則議員

先ほど町長が川内側まあ守れたと言われました。31日の南日本放送、7時10分朝、ダムの所長が「異常な雨であったが下流は守られた」と下流はどこじゃっどかいち、私は考えます。こん被害を見てもろえばいいんですけど、やっぱいそういう認識です。8月3日南日本新聞、「河川局長ダム放流は適正」予想外の雨を強調されております。こえんこちょ言うたち始まらんとです。やっぱい被害を受けた人は。

本論に入ります。これからまた税の減免対策やこの災害がもたらす減収対策、今後の財政運営については、あとの方々が質問されると思いますので置いときます。

現在、被災住民は板の間にシーツを敷いて寝ています。クーラーありません……。タオルで汗を拭きながら……。食事をとっております。おにぎり、パン、インスタントラーメンなど、非常食であります。風呂もなく、シャワーを浴びて2週間が経ちました。また、商店街は盆商戦をするにも商品、レジなど備品がありません。早期の復興を望むところであります。幸い人命は一人で済みました。しかし商売人は商品が命です。その辺もちょっと考えていただきたいと思えます。

再度申し上げます、「今度の災害はダム放流による最悪の被災だ」と住民は言っています。こういうことがないように、ダム管理、放流の見直しを根本からやり直し、抜本改修に努力してもらいたい。台風も近づいております。いろいろと申しましたが、最後に、住民が雨に怯えることな

く、安心して暮らせるよう努力してほしいです。

今度、町長は町村会長の職に就かれました。一般住民は「どじれんこちょ受けてきたが」ちっております。この立場を、今度は最大限に活かして、スピーディーに完全復興に向け、「こや会長をしたやためなった」と、そういうピンチがチャンスになるように最善の努力をしてほしい。最後に町長の力強い決意をお聞かせください。

終わります。

○町長（井上 章三君）

ただいまの、自ら被災を受けられた舟倉議員の被災者の生活の実情というのを聞くにつけても、本当に言うべき言葉がないわけでありますが、この復興ということに対しては、我が町もいま財政力は非常に厳しい状況に立っておりますけれども、しかしそれを座視してるわけにいかないわけでありまして、先ほど言われました私もいまの立場を最大限に利用して、国・県の最大限の支援をとりつけたり、また工夫をして、道を開くために最善を尽くすと、それこそ死に物狂いですが、これをみんなで一緒に乗り越えなければいけないと、この試練に負けててはいけないと、我が町は3町が一緒になって、やはり夢を持ってスタートをしたばかりですから、このことによって夢が崩れるようなことがあってはいけないと、こういうふうに自分自身にも言い聞かせながら、皆さんの先頭に立って、この復興に向かって取り組みたいと思っているところであります。

○議長（濱田 等議員）

しばらく休憩します。再開は概ね11時15分とします。

休憩 午前11時04分

再開 午前11時14分

○議長（濱田 等議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、5番肥後議員の発言を許可します。肥後議員。

〔肥後議員登壇〕

○肥後 紀康議員

私は質問に入る前に、山崎地区の被害状況について申し上げたいと思います。

まず、山崎区のほうですが、床上浸水が公民会ごとに山崎町公民会が32戸、草田公民会が19戸、荒瀬公民会が5戸となっております。また、二渡区のほうでは、二渡町公民会が26戸、二渡と須杭公民会で3戸の被害が出ております。

また、7月24日には山崎校区公民会連絡協議会で話し合いがなされ、公民会別清掃ボランティアで清掃活動をしていただき、被災者の方々から大変喜ばれておられます。私のほうからも厚くお礼を申し上げたいと思います。

それでは、先に通告しておりました2項目について質問をいたします。

その第1点、避難指示の伝達についてであります。山崎地区の住民の方から避難の指示の出し方が遅いのではないかと指摘を受けましたが、今回の避難指示の出し方に問題がなかったのか、町長にお伺いをいたします。

次に、ダム管理所の放流量を示す電光掲示板を山崎地区の山崎橋のたもとに設置の件ですが、地域の方々が、ダムの放流量に関心を示していただき、防災、水害という観点から是非設置して

いただきたく、町のほうからダム管理所のほうに要望をしていただけないのか、お伺いをいたします。

2項目目の川内川改修についてですが、この件につきましては、質問内容が柏木議員、舟倉議員と重複する点があるかもしれませんが、質問をさせていただきます。

特に、二渡の大田地区、平木地区、また山崎大橋上流の前川地区と、いままでも何回となく水田等には浸水しておりました。昭和47年の7月の集中豪雨でも床下までは浸水しましたが、床上までは来なかったわけです。今回はまさか床上まで浸水するとはと、地域の方々もびっくりしているところです。

今回の豪雨災害で、地域の方々は早急な川内川の改修をしていただきたいと、強く要望をされておられます。また、荒瀬地区では昨年にも浸水騒ぎがあり、町長も現場を見ていただいたと伺っておりますが、川内川工事事務所のほうでもかさ上げをするような話を聞いておったのですが、その後の状況について、どうなっているのかお伺いをいたします。

また、久富木川の改修につきましても、山崎町公民会、草田公民会があれだけの被害が出るとは予想をしていなかったわけです。山崎町から、草田公民会にかかる東橋からの下流の河川が蛇行しておりますので、水の流れが悪いのではと、早くから言われております。

また、今回は川内川の水位が上がり、久富木川と川内川の合流点での水の流れが悪くなり、山崎町、草田両公民会の被害が大きくなったのではないかと考えます。久富木川の改修についても国・県に強く働きかけをしていただき、住民の方々が、安心して生活ができるような対策を講じていただきたい。この件についても町長のお考えをお伺いいたします。

次に、国道267号線の山崎大橋の橋脚のたて方、つくり方に問題があるのではないかと、この件については山崎の方から指摘を受けております。と申しますのも、川内川の水の流れが、左岸、上流から見て左側ですが、山崎川に強く流れがあたり、左岸側にある住宅の被害が大きくなったのではないかと言われております。左岸側の工事をされるときは、国のほうに強硬なつくりにさせていただくよう強く地域住民の方々は望んでおられますので、そこらあたり、町長のお考えをお伺いして、1回目の質問を終わります。

〔肥後議員降壇〕

〔町長 井上 章三君登壇〕

○町長（井上 章三君）

ただいまの肥後議員の緊急質問の内容について、お答えしたいと思います。

まず第1点目の避難指示等の災害情報伝達が適切であったかと、これは前の質問者からも問われたところであります。

今回の豪雨災害は、バケツをひっくり返したような大雨になったところでありまして、この川内川の上流地域、そして中流地域に押しなべて、平均して1,000ミリが降ったと、この2～3日のうちにという大変な豪雨となったわけでありまして。

このような中で、サイレンの音、あるいは防災無線の音などが聞こえなかったと、あるいは聞き取りにくかったなどの声も寄せられておりまして、情報伝達のあり方については考えなきやいけないところがあると思っております。

そのために、職員及び警察・消防署・消防団による広報活動や戸別訪問による避難の誘導を行い、さらに被害の程度が進むにつれて、自衛隊員や民間人を加えての救助活動を行うなどの対策を指示して取り組んだところでありますが、この情報伝達のあり方、あるいは現在の有線・無線などの状況については、いろいろ検討の課題が残っていると思っております。

また一方では、「聞こえていたが、まさかここまで水が来ることはないだろう」とか、「し

ばらくの時間は大丈夫だろう」と、避難勧告を呼びかけたり、避難指示を呼びかけても、その避難をされないという状況の中で、逃げ遅れた方の姿がたくさんあったというふうに思っております。

今回の豪雨災害を教訓にしながら、特に河川沿いの住民向けの情報伝達については、ダム管理所へも改善を要望すると同時に、町の防災無線についても見直さなければならないと考えているところでございます。

また、この災害を機に、住民の皆さんにも防災意識の高揚と非常時の避難体制について一緒に考えてもらうためのソフト面の対策を考えて行きたいと考えております。

ダム管理所の放流量を示す電光掲示板を山崎地区に設置を要望する考えはないかということですが、河川付近の住民が目と耳で認識できるなど、より分かりやすい掲示板に加え、できれば放送施設を内蔵した掲示板の設置をされるよう、山崎地区を含め、他の地域においてもその必要性はないか検討を行いながら、関係機関に要望してまいりたいと考えているところでございます。

それから、川内川の河川改修の問題であります。二渡、山崎地区におきましても、先ほど議員が言われましたように、今回多くの家屋の浸水被害を受けている状況でございます。二渡地区につきましては、二渡地区ほ場整備事業に併せ一部買収が済んでおりますが、現在堤防は未着手の状況であり、今後は、山崎の久富木川、地区と同時施行ができるように、国にも要望してまいりたいと思っております。

また、2番目のご質問の国道267号の山崎大橋橋脚の関係につきましては、川内川の流れに対して直角に設置されているものと思っておりますが、それと現状の川内川の流れが左岸側を流れるようになってるため、どうしても左岸側の水のあたりが強いという実情があるようであります。現地を見てみますと、山崎大橋と県道の山崎橋との中間地点が一番地肌がむき出しになり、被害が大きいようであります。

今回の被害状況を見ると、二渡地区、山崎地区、荒瀬も含めて、同時に事業着手しないと片側の被害がさらに増大するということがございますので、町としては同時施工ができるように要望をしてまいりたいと思っております。

今回の洪水の前には、要望箇所はたくさんある中で、なかなか予算が限られてると言われておったわけですが、荒瀬地区に対しては何とか19年度でこれを進めたいという回答を得ていたところであります。そこだけの問題で済まない状況にあると、こういうような豪雨災害の場合には、それでは済まないということが、またはっきりしたわけでありまして、今回川内の河川事務所においても流域全体のその洪水の状況がどうだったかということをつぶさに、これを調査しながら、今後の対策を鋭意検討中であるというふうに聞いておりますので、できるだけ同時施工と言いますか、一気に、短期間の中にこの改修が進むように、そのためにはそれだけの財政が伴わないとできないわけでありまして、そのためにも、激特という事業の中に、これが乗せられるようにということの努力を、これは国会議員をはじめ、県、県議会、そして町、町議会、そして住民をあげて、この要望を強くして行かなきゃいけないというふうに思っているところであります。

〔町長 井上 章三君降壇〕

○肥後 紀康議員

ただいまご答弁をいただきましたその中から、荒瀬地区の浸水を今回はかねては2戸ぐらいなんですが、今回は5戸というふうになっております。19年度というただいま答弁をいただきました。是非19年、予算の関係もあろうかと思っておりますので、19年には早めに工事をしていただ

けるように強く要望をいたしておきます。

それから、ダムの放流についての電光掲示板の件ですが、やはりその川原地区にございますけれども、山崎の子どもたちも、やはり水の怖さ、こういうことを小さいときからやっばりうえつけて、川内川の河川とのつながりをやはりしていただきたい、私はこう考えておりますので、是非山崎にああいう電光掲示板の設置を、強く要望を、再度お願いをいたしておきます。

それから、2回目の質問に入らせていただきますが、河川改修には時間とお金がかかると、昔から言われております。二渡地区も何回となく浸水はしております。床下浸水でいままでは止まっておったんですが、「これだけの床上浸水の被害が出ようとは」と、80以上の古老の方々も言われておりますので、是非早期に実現できるように要望をいたしておきます。

今回のような豪雨災害がこの先毎年のように発生するかもしれません。このようなことから、現在の河川敷の民有地には、昔は桑園や芋畑であったのが、現在では杉林に変わってきておりまして、洪水が出たときは水の流れを止めている状態ではないかと考えます。国・県のほうで河川敷の民有地、また杉林の買収をしていただき、川幅を広くし水の流れをよくするようなふうにするのほうに働きかけはできないものか、そこあたり再度お伺いをします。

また、久富木川と川内川の合流点付近の川底の掘り下げ、また河川敷の民有地の買収等をしていただき、久富木川の川幅を広げる工夫をしたならと考えますが、町長のお考えをお伺いいたします。

○町長（井上 章三君）

今後の河川改修につきましては、どの程度の改修が必要なのかということの見直しを、国交省としては全体的にいま調査しながらなされているところであると思っております。

河川改修の要望が、この機会に上流のほうでも、湧水町なんかでも、あすこに阿波井堰というのがあって、そして堰き止めてる。そして町が大変な浸水に遭ってると、これが毎回起こるということで、どうしてもそれをもう取り壊して町に滞留しないようにしてもらいたいという強い要望がなされております。

そうすると、その分のこの流水してたものが、下流のほうに一遍に流れてくるということでありまして、そして菱刈もまたそういうことを要望すると、もっと大きな水が、川内川分水路をバイパスでもって分水路を是非つくってもらいたいと、そうしないと大口が浸かるということで、そういうふうにならうと上流の改修が進むと、ダムのほうに流れてくる流量はもっと早く、もっと大量のものが流れてくると、そうすると、下流のほうはどのぐらいの構えでもって河川改修をしなきゃいけないのかという問題が出てまいります。

ですから、この河川の整備計画というのは、上流から下流まで一貫性のある形で、そして今回のこういう記録的な豪雨というものを前提としながら見直しを、当然進められなければならないということでありまして、そういう意味でダムの能力をはるかに超えた状況が出ているというわけでありまして。

ですから、この久富木あるいは二渡地区の改修におきましても、そういうような本流の大きな流れがどのぐらいになるのか、また支流からの流れ込みがどの程度になるのかということ調査、想定しながら、改修計画というのが立てられるというふうに思っておりますので、そのところは国のほうでしっかりやってもらわなきゃいけないと、また私たちもその内容に対して、納得ができるのかどうなのかということをしつかりと意見も言いながら、そしてあとは、その計画に基づいて改修をいかに早く進めてもらうかと、国交省のほうはできるだけ改修を進めたいというふうに思っているわけでありまして、財務省のほうはできるだけ金を出したくないという、財務省との闘いになると、最後は財務省との闘いになると言われております。

そういうところを大きく乗り越えなければならないというのが、今回の闘いのそのあらすじであると思っておりますので、国交省のほうで上下流を見渡しながらか、どのような整備計画をつくるのか、それを私たちもよく情報を入れながら、また住民にもよくそれを知ってもらいながら、そして皆でまとまって、今回この河川の激特事業というものに是非とも乗せてもらおうと、そうしないと全体的な整備がいつ終わるのか、いつ行われるかわからないと、見通しが見えないということになるだけに、この激特という事業に乗せるということに全力を注がなきゃいけないと思ってるわけであります。

そういう点で、国の河川局長が宮路先生から質問をされる前に「激特事業を含めた整備を考えたい」ということを自ら言われたということは、非常に大きな我々にとっても光明でありますし、それが実現するように努力をしなきゃいけないと思ってるところであります。

○肥後 紀康議員

最後になりますけれども、町長に要望を申し上げたいと思います。

川内川流域に住んでいるさつま町の住民の方々が、安心して生活をし、また枕を高くして眠れるような河川改修を早期に実現できますよう、国のほうに強い働きかけをしていただきますように要望を申し上げ、私の質問を終わります。

どうもありがとうございました。

○議長（濱田 等議員）

次は、25番川口議員の発言を許可します。川口議員。

〔川口議員登壇〕

○川口 憲男議員

今回の水害について、町長に質問をいたします。

その前に町長、昨日操法大会がありました。町の幹部誰一人として出席がありませんでした。先ほど行政報告の中で、消防団やいろいろな方に協力をいただき、その対応がなされたということがありました。なんで多くの課長職、あるいはスタッフがいる中で、誰一人でも派遣をされるような気持ちになかったのか、あの炎天下の中、消防団員は水害の片付けや、先ほど情報伝達に動いたと、そういう中で操法の訓練を行い、昨日成果を争う競技大会をやっております。

しかし、トップをはじめ誰一人、行政の方々の顔が見えなかった。そこで消防団に対して、一言のご苦勞の言葉もあっていいんじゃないかと思いましたが、それがない。

これが、井上町政が今回の水害に対しても、取り組んでる姿勢のあらわれじゃないかと思います。そして、建友会、建設業者の方々も手紙一本のお礼もないと、これから始めるんだということだったんですけれども、やはりそういう心配りが足りなかったんじゃないかと思いますので、私の苦言としてとっていただきたいと思います。

それでは、私の通告いたしました質問を行います。

川内川の改修につきましては、いま3議員の方々が、ある思いを発表されました。これは、私につきましては、柏原地区、湯田下地区の改修遅れを指摘したいところでありますけれども、先ほどから町長の答弁にありますように、激特あるいは激甚災害を早急にし、一貫とした改修計画に盛り込んで行くという考えがありました。

その中で、この両地区にとりましては47年の水害の時に湯田温泉街が流出し、いち早くいまの柏原橋までの改修が行われております。その下流は従来のままです。なぜ47年のその水害の悲惨なことが30何年経つ現在までに生かされなかったのか、それが柏原地区、小路下手地区あるいはあの周辺、大願寺地区、そして下湯田地区の河川決壊につながったんじゃないかと、私は指摘したいと思います。

そのことについて、町長がどういうふうにもこの現実を考えられているのか、改修につきましてはもう先ほどいろんな議員の方の質問の答えに出ておりますので、簡単明瞭にお答えいただきたいと思います。

それから、2番目の農林業への被害に対する対策ですが、今回の水害によって、田んぼに多量の土砂が流れ込み、今年の米の収穫は不可能となるどころがたくさんあります。以前から農林業の推進を強くうたって、町の活性化にも生かそうとされている井上町政について、こういう大打撃を農家の方々にどういうふうな方向で、支援あるいは言葉をかけられて行くのか、また、イチゴいろんな施設災害も目に余るものがございます。

そういう中で、私のところにも県やら農業改良普及所の方が見えられました。「次をどうなされますか」というような言葉が次にきます。いまの時点では、農政のほうからも、担当課の人たちも見えてくれて、「どうしますか」「次いけんしますか」と言われますけれども、まだその方向性に、私も先をどういう方向で行くか、考えに迷っているところです。

そこあたりに対する助成、農家に対する助成をもう少し、助成でなくてもいいし、励ましの言葉をどういうふうにして行くのか、我々の町は農林業の町です。農林業が潤えば、商工業にもつながります。なにせ地域が元気を出すことによることが一番だと思いますけれども、これによって、もう稲もつくらんという方々もいらっしゃいます。そこあたりの対策を、町長の考えをお聞きしたいと思います。

それから3番目、地域住民被災者の気持ちを考えると、心のケアが必要ということです。いち早く保健師さん、あるいはそういう方々が見えられているということを聞きます。私はそれだけでいいのか、いろんないま3議員の方が質問されましたけれども、その中に被災者の気持ちが非常に強く織り込まれてると思います。そのところをどういうふうな町長としてとらえられているのか、先ほど舟倉議員は涙ぐんで質問をされました。その気持ちが町長おわかりになりますか、私どもは、私も被災に遭いましたけれども、泣くに泣かれんと言いますか、もう泣きたくてもどうにもできないちゅうような状況です。

最後に申し上げますが、町長の腹の中を割ってみたい。いままでの答弁の中で、町長が本当に一緒になって町づくりに奔走したい、ないしたい、被災者の方々に対して、かける言葉もないということでしたけれども、3人の方々の答弁を聞いておりますと、本当に、本当にそういう気持ちがあるのか、私は疑問に思っております。

これで1回目の質問を終わります。

〔川口議員降壇〕

〔町長 井上 章三君登壇〕

○町長（井上 章三君）

自らも被災を受けられました川口憲男議員から、いま質問をいただいたわけですが、まずこの質問の前に、消防の操法大会のことが言われました。

本来は8月6日、昨日が郡の操法大会、川薩の操法大会をやる予定になっておりましたが、今回の被災を受けて、薩摩川内市と協議の上、操法大会は中止すると、それで、県大会に向けての出場をどうするかということで検討がされたわけですが、薩摩川内市のほうは川内市なりに一応選抜、選考会を行うんだということでありまして、それでこちらのほうはどうするかということで、検討する中で、せっかく練習をしてきたんだから、自主的にその選考会といいましょうか、それはやらしてもらいたいということでありまして、ただそれを、こういう災害復旧、まだ対策本部も解散をしておりませんし、いろいろ検討しなきゃいけないことがあるから、そちらのほうに臨むことはできないということを前提として、もう自分たちでやりますからということ

の中で、今回の、昨日の選考会が行われたということでありました。一昨日ですか。

消防団の皆さんには日頃大変お世話になっておりますし、今回も本当に大変な活躍をしていただいていることは、これは私たちがよく知っているわけであります。そういう中で、今後は川内とその選抜された人たちの中での決定戦をやって、県大会に臨むということにするんだということでありますので、それはそれとしてがんばっていただきながら、対策本部といたしましては、この災害復旧に向けての、あるいはこの被災の状況の把握、そして対応のいろんなことに対して、手分けをしながら、全力を尽くしてきたという経緯がございますので、そこらのところをご理解をいただきたいと思います。

今回の河川改修についての基本的な考え、特に柏原、湯田下地区についてということでございます。事業の未着工区間につきまして、さつま町では5地区の河川改修の要望を、これまで強く要望してきておりますが、国の河川改修予算の大幅な減額、上下流の改修へのバランスを考える問題、そして河川改修は、基本的に下流から整備するんだという考えがあり、さつま町の要望箇所については一部買収、あるいはまた常時浸水地域の住民を安全なところに移っていただくという移転をするというそのようなことは行われて参りましたが、本格的な河川改修については、長年実施されずに取り残されてきたというのが現状であります。

お尋ねの柏原地区、湯田下地区の関係についてであります。柏原地区については、柏原橋下流右岸を一部改修及び次の区間の用地買収が進められている状況にあります。湯田下地区については、地元には計画すら示されていない状況であります。

今後の町の取組みについては、これまで何人かの方々に答弁をしておりますが、今後国でどのような河川計画が提示されてくるのかを注目しながら、柏原地区と湯田下地区、虎居地区と川原地区、二渡地区と山崎地区と全て関連がありますので、町としては、さつま町の今回被害にあわれた地域の早期同時事業着手を強く要望してまいりたいと思っております。

その中で、市街地部についてはまちづくりとの関係、その他の地区にあっても地域にあった河川改修を、地元の意見を聞きながら進め、二度と災害がない河川改修になるように努力して行く決意であります。

次に、農林業における被害に対する問題であります。

今回の豪雨災害によりまして、農作物及び生産施設等の農業関係被害につきましては、8月4日時点で約1億6,100万円と、甚大な被害額が上がってきてるところであります。

被災内容としましては、水田の冠水による流失、土砂流入による水稻被害がありますが、中でも初期投資の大きいハウスなどの生産施設が大きな被害を受けております。

災害復旧事業としまして、農地や農道、水路などの農業施設の災害につきましては、国庫の災害復旧事業がありますが、農業生産施設などにつきましては、現在のところそのような制度はありません。

しかしながら、これらの農業施設等を復旧するとなりますと、大きな事業費となり、各農家の自助努力のみでは復旧が困難な状況にあると思っております。このため、農林水産省の現地調査時や関係機関にも、何とか補助事業によって復旧できないかと、強く要望しているところであります。

このような中で、現在も県から豪雨災害に係る災害復旧緊急対策支援の需要見込み調査がきており、農林技術協会では各農家訪問を行い、意向を把握しておりますので、今後の補助事業の導入に向けて方法論を探りながら、要望の努力をしてまいりたいと思っております。

また、町としましても一定の上乗せ補助を考えてるところであり、さらに設備、暖房機などの設備などの一部被害で、補助対象とならない場合については、さつま町農林業補助金交付要綱

の一部見直しを検討して、災害の早期復旧に対応できるようにしたいと考えてるところであります。

その他、県では農業制度資金等の関係につきまして、以前の借入金分の償還期間の延長や条件緩和等について、関係金融機関へ相談をいたしております。

なお、農地災害につきましては、通常は国の査定を受けて工事発注となりますが、今回は水路が壊れて水管理ができないことや農道が陥没して栽培管理ができない等で緊急を要する災害については、応急本工事で対処できるよう検討してるところであります。

今後の農業の推進につきましては、まずは被災農家への支援のため、農家訪問を積極的に行いながら、意見や要望等を十分に把握し、早期に営農再開できるように、川薩農林事務所、川薩農業改良普及センター、さつま農協、農林技術協会など、関係機関と連携を密にして、農家支援に努めて参ります。

さらに、基幹産業の農業振興のため、今後も引き続き担い手の確保や農林産物の安定した生産のため、対策を講じて参りたいと考えております。

3点目の心のケアという問題でございます。町では、今回の豪雨災害直後から、避難所への住民の移送、医療機関との連絡調整を行い、被災者の身体面の健康観察を実施してきました。また、災害直後から2週間、避難所での巡回健康相談を行うとともに、8月1日から3日間、川薩保健所や県内の保健師の応援をいただき、町の保健師を含め、延べ42人の保健師が361件、837人の巡回個別相談を実施して、健康状況を調査しました。

今後、これまでの健康観察や巡回個別相談の健康状況調査の結果を分析し、川薩保健所と協議し、被災後1カ月後から増えてくるといわれるPTSD、心的外傷後ストレス障害などの心のケア対策に、中・長期的に取り組んで行きたいと考えているところであります。

私のこのいままでの取組みに対して、いろいろとどこまでどう考えてるんだというお叱りもありましたが、これからをどうするかという、これからの取組みを住民の皆さんと一緒に、そしてまた我々の応援団である国会議員、県議会議員、あるいはその県とか各流域の市町村、力を合わせて、この災いを福に転じられるように最善の努力を尽くす覚悟であります。

〔町長 井上 章三君降壇〕

○議長（濱田 等議員）

しばらく休憩します。再開は概ね午後1時5分とします。

休憩 午前11時57分

再開 午後 1時 5分

○議長（濱田 等議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。消防長。

○消防長（田上 泉君）

先ほど、川口議員の質問の冒頭にありました昨日開催をいたしました消防操法の披露の経緯につきまして、私のほうから若干補足をさせていただきたいというふうに思っております。

本来なら昨日、薩摩川内市におきまして、本年度の薩摩支部操法大会が開催される運びとなっておりますが、ご案内のと通りの災害の状況を踏まえまして、7月26日の午後に事務局であります薩摩川内市消防局のほうから、市長の意向という形で、さつま町の災害を考慮したときに、本年度の支部操法大会の開催について検討を要するのではないかということで、私どものほうに

連絡がありまして、早速町三役を含めまして取り扱いについて協議をさせていただいたところがあります。

その中で、まだ復旧活動がされている中で、そのような支部大会については開催が困難ではないかということで、薩摩川内市のほうに申し出るということで意見の集約がなされたところがあります。

それを受けまして翌日、7月27日午前9時30分から当消防本部におきまして、薩摩川内市の消防局長、消防団長等と5名が来庁しまして、協議をいたし、その取り扱いを集約いたしたところでございます。

結論的に申し上げますと、本年度の支部操法大会については中止をするということでございます。ただし、県大会については出場をしたいということで、2つの種目がありますポンプ車の部と小型ポンプの部については、両方で協議をして、それぞれ1チームずつ選出する方向で検討をしようという意見がまとまったところでございます。

しかしながら、手続き的に支部の臨時理事会で決定しなければ、最終決定にならないというようなことでございましたので、8月2日の1時30分から東郷支所の会議室におきまして、臨時の理事会が開催され、その取り扱いを協議いたしたところでございます。

しかしながら、先ほど申し上げましたそれぞれの市町で1チームずつ選出するという方向につきまして、薩摩川内市のほうからどうしても選考会をやりたいという強い要望がございました。私のほうとしては、それは受けられないというふうなことで、申し上げたところでございますが、なかなか理解が得られない状況でございました。

そこで私の最終的な判断ということで、その前に三役等確認をいたしておりました本年度につきましては、さつま町は辞退をしたらどうかというそういう最終的な意思を相手方のほうに伝えたところが、辞退だけはやめてくれと、どうしても選考会だけはやってほしいという旨の申し出がございましたので、再度持ち帰りまして協議をいたしまして、その旨の報告をさせていただいたところでございます。

また、関係分団の7つの分団・部の幹部に至急に連絡をいたしまして、その取り扱いを協議いたしましたところが、是非それでは6日の朝8時30分から選考会を兼ねた操法披露ということで取り組もうということになった次第でございます。

そうした中で、各関係の後援会長、あるいは議員の皆様方には、担当係のほうから事前に説明をし、当日の三役を含めて、議員の皆さん方の出席については、事情を勘案して、私のほうから町長のほうにご辞退していただき、消防団の団長の名の下に主催をするということで、昨日開催をいたしたところでございまして、あくまでも大会ということではなくて、操法のこれまでの訓練の成果を披露する、披露だという考え方でございます。結果的には、順位を、1位をつけまして、その1位が8月12日土曜日、9時から開催します薩摩川内市のほうの1位チームと最終の選考会を開催すると、そのようなことになった次第でございます。

万が一、県大会に選考された場合は、その時は議員の皆様方を含めて当然三役の出席をいただくということにいたしているところでございまして、予算のほうもまだついておりませんが、補正予算で、専決処分に対応をさせていただきたいと、このように考えているところでございますが、いずれにしても、12日の最終の選考会の結果次第だということでございます。

以上が経緯でございますので、どうかご理解をいただきたいと思いますというふうに思っております。

○川口 憲男議員

午前中に町長のほうから、この河川改修いろいろのものについて、お答えをいただきました。

まだちょっと、町長の言葉の中に、本当に真意と言いますか、それが真意だろうけれども、私

たちに伝わってくるのは真意じゃないんじゃないかというのを感じております。

その中で、まず1点目の川内川改修につきましては、先ほどから申し上げてるように、ほかの同僚議員の質問にお答えになってらっしゃいますから、何ですか特別災害、特甚法とか、いろんなのをもって取り組んで行くということです。

ただこの時にです、町長、私たちが被災者といいますか、その被災者の立場になって考えれば、そういうふうを考えて行く、いま思っているという発言しかないわけです。それと、「ピンチをチャンスにかえる」と、こういう発言が7月24日の本部の会議の時に言われております。とても被災者側からみると、我々のこの被災したイメージダウンの時に、このピンチをチャンスにかえるんだと、ややもすれば、あなた達の不幸を今度はよかふうにもって行くんだと、考え方にすれば、非常に腹立たしさを覚える言葉なんです。

今日も3議員の中の質問の中に、数回となくこの言葉が聞かれております。もう少し言葉を、確かに今度の災害をいい方向に導くためには、その施策はいろんなところを使って、やって行かなければならないですけども、ピンチをチャンスにかえるというのは、ソフトボールや野球じゃあるまいし、災害を受けた者からみれば非常に言葉として、とらえとすればいい言葉じゃないんじゃないかと思います。そこあたりは今後の言葉の使い方、もう少し相手を思う気持ちで、出していきたい。

それと、いろいろ河川改修について質問が出ております。私も事前のことは、47年の水害のことは、当然その時も家も浸水しております。また、我々の地域でもそういうことを受けてます。柏原も、それから下湯田も、大願寺も浸かっております。それからあとに、大願寺の、私も消防団に入っております、数回となく雨が降るたんびに出かけた経緯があります。47年の水害が、全然生かされていない対策なんです。

町長ここに、その時の写真、町長見てください。その時の写真が、国民宿舎、橋が流れるところ、消防団が動いてるところ、4枚。それから、湯田のほうから撮られた川口集落です。この時は、国民宿舎も見えております。その時は、いまご存知の私たちのところの道路が、あすこの道路が冠水してるんです、町長。そして、湯田がこういうふうに立派に改修されました。

全然町長としては、その当時のことを思い出のかけらもないと思います。また、この当時のこういう橋のところで被災者の方々、呆然と立ちすくんでる形は覚えもないと思います。当然こっちにいらっしゃらなかったから、そのあれだと思います。

舟倉議員が26歳か27歳とおっしゃいました。それから何年後ですから、やはり私たちは、この時に、47年の時こういう水害があることを、あとに悔いを残さないような方向で抜本改修をしてくださいと、その時には虎居の町も浸かっております。

やはり今度は、100年に一度の災害とおっしゃいますけれども、100年なくしてこういう災害が出るわけです。ですから、今回、国、県に呼びかけをして行くということをおっしゃいました。

それと、行政報告の中でちょこっと触れられたのが、政治生命をかけて行くと、町長が町民の方々に、被災を受けられた方に、「おや今度はないなあ」ち、ここのこの災害復旧、あるいは河川改修には「私の政治生命をかけて、絶対すつでなあ」と、「はんたつも安心して、ここだけはすつで新しい町づくり一緒にあっていっがなあ」ちゅう、こひこも見えてこないわけです。

そのあとの農林業のところでも申し上げましたように、まだこれから田んぼをがんばってつくっていこやとか、いろんな野菜をつくっていこやとか、あひこの砂が入ってもどうしようとかいいう考えは、町長のその一つの中に出てくると思うんです。

それともう一つ、3番目に、地域被災者のケアをどんなふうにして行くかということを申し上

げましたけれども、保健師さんやいろんな専門の方々が、「どうですか、体の調子はどうですか」と、「悩みはないですか」ち、ない人がいないわけがないです。私はいまでもそうです。

それよりか、なぜいち早くトップの方々が、チームをつくって一軒一軒回って、「いけんじゃったな」ち、「ないか悩みはなかけ」と、「大変やったどん、こいからもきばいやいな」ち、「私も最大限町長として、命をかけてこの河川改修もするし、おまんさあたつの救済もしますからな」という言葉がこひこのかけらも出てこない。

やっぱりそのところをもう少し、複合的にしていただく、していただきたい。町長にそこは強く望むところなんですけれども、河川改修とそれと合わせて、全般に出ますから、農林業に対しても心のケアの対策にしても、私は保健師さんのどうのこうの、薬のどうのこうのとか、それよりか町長が一軒一軒回って、「大変やったな」と、「お互いきばがな」と、「おいも国やら県にを、出向いて、訴えていたて、この町の新しい町づくりのためにきばって、一緒きなってきばいが」ちゅうような、心があるのかなのか、それをお示しいただきたい。

それともう一つです。先ほどは県の町村会長をしちよつで、それを生かしていい施策をもってけということだったです。私は逆に、県の町村会長を辞しても、このさつま町の、この被災者の対策、あるいは町づくりに奔走するような考えがないのか、お伺いいたしたいと思います。

○町長（井上 章三君）

私が町長という立場で、この大きな今回の被災というのは、新町という立場から見た場合には大きな試練であると、この試練を早く乗り越えなければ、この町の未来はないと、特に、虎居地区は今後どうなってしまうだろうかと、また、農地災害などにおいても、非常に厳しい被災に遭ってるわけですから、こういう実態を見ながら、これを何とか乗り越えて、逆にこの機会に、いままでできなかったことができたというふうにもって行かなきゃいけないと、そういう点では、ピンチであるけれども、これをチャンスに変えなければいけないと、こういう気持ちを持って、自らを鼓舞しながら、また、職員に対しても、この機会に、もちろん当面の対策、そして反省するところは反省もしながら、これからの町づくりに向けてがんばって行こうという督励もしながら、やってきたことですが、ただ、住民の皆さんに対する呼びかけとしては、この言葉は必ずしも適切でなかったなというふうに思ってる面はございます。ただ、気持ちとしては、先ほど言ったようなことであります。

この河川改修がいままで進んでこなかったということに対して、過去の47年のその災害被災というものが、湯田地区においては、これが河川改修という形で実ったんだけれども、他のところにおいては、これが実ってないと、ここのところの、実ってない原因はどこにあったのかと、いろいろ問われるところでもあると思いますけれども、過去のそういう実情を踏まえて、私たちは、この時期に何としてもこの河川改修という課題を進めないと、町づくりにおいても力が入らないということにもなりますから、その一点に向けて、総力を挙げなければいけないというふうに思ってるわけであります。

町村会長という立場をどうすべきかということに関しては、私は現在いろんな会合などを全部キャンセルしながら、当面のこの取り組むべきことに集中しているわけでありますが、また一方で、たくさんの方々から応援をさせていただきます。そういう点では、またそういう立場がプラスになってる面もあるのかなというふうにも思っておりますし、我が町の復旧・復興ということ、これを大前提として、これなくして我が町の未来はないんだというこの一念の中で、今後の取組みをして行きたいという気持ちは、ご理解をいただきたいというふうに思っています。

○川口 憲男議員

もう3問しか、今回質問できませんし、いまの答えを聞いてとっても、やるせない不安がいっぱ

いと言いますか、我々どこに不満をぶつけていいのか、町長から鋭い答えで、一緒になって町づくりがんばるんだと、そう思っていましたから、そういうふうにもっていかうと思っますちゅう言葉しか返ってきませんから、いろいろ議論しても、議論がかみ合わないのが現状じゃないかと思います。

最後になりますけれども、この河川改修について、町長、議長名で要望書も出されました。これが形だけでなく、実際実現できるかなったら、やっぱし町長としてもですけれども、議会としても、今回は骨身を惜しんで、これに対策に取り組まんにやいかんと思うんです。そこあたりの熱意をもうちょっと町民に、我々の議会のところでも、こちら辺の一生懸命がんばるんだちゅうような意気込みがちょっと伝わってこないのが、非常に残念だと思うんですけれども、これからの動きを、私たちも特別委員会を開くような話になっておりますので、そこあたりからでも追求して行きたいと思っております。

それと、旧鶴田の議会の中で、私が町長にちょっと質問したことがあります。「町長、もう床上浸水、あるいは浸かるような場所はないですか」と、「うんにゃ、そえんとこやいっちゃんなか」ち、そういう町長なんです。「雨の日に見て回いやっですか」、雨の量がどんなにしる、現実的にこうなったわけですから、やっぱしその時の言葉は、私は町長の発言は間違いだったなと考えております。いまでもその点で強く不満を持っております。

そこで、やっぱし強い町をつくるために、その要望書を出しただけじゃいけないということを思っておりますので、私も明日からでもがんばって再建のために、私も議員としての命をかけて取り組んで行くと、行きたいと思っておりますので、この件について町長の考えをもう一回聞きたいと思います。

それから、農林業に対することですが、新しい町になりましてから私も、山に対する思いを質問したことがあります。これはいま言われている温暖化です。その温暖化をいち早く自分の町から広葉樹林の間伐、あるいは人工林の間伐をしていかないといけないのじゃないですかということを行いました。

竹の町として、その竹の効用を、竹林の効用もしていかなきゃならないんじゃないかと、例えば、相当な雨が降ってますけれども、いま山が、保水能力が、大きな表現かもしれませんが、従来の半分以上だと思います。そこあたりに山の町というような形で、やっぱし力を注いで行くのが、行政の力だと思し、それを行政が地域住民、あるいは町民に訴えて行くのが、いまの温暖化をいち早くこの町で取り組んで行くことじゃないかと思います。そこあたりに対する考え方もお聞きしたいと思います。

それから、耕地施設の復旧対策についてなんですけれども、農業改良普及所、あるいは共済組合、いろんなところとタイアップして、いま取り組みがなされてるということを、農政課長のほうからお聞きしました。さらに、突っ込んだ対策を講じられる道がないのか、あるいは財政的に厳しい面が重々わかってきます。やはりそこあたりも、町長なり、担当助役なり、あるいは農政課長なりが、その農家の田んぼに行って、地域に行って、激励をしたり、まだきばいんと、まだうんだもかせすっでというような手助けが、私は非常に、励ましあるいは心のケアを、助ける方法じゃないかと思っておりますので、そこら辺のところもお伺いしておきます。

それと、最後になりましたけれども、ここにある集落会長から手紙をいただきました。これ全部読みたいんですけれども、一部だけ読みます。これは、「県北部豪雨対策について、新米公民会長の独り言」ということで、私にいただきました。

先ほどの説明の中に、避難も十分であったと、いろんなことを言われました。しかし、この公民会会長が、実際現場において悲痛な思いをされております。というのが、町長のあいさつの最初

の中に、7月22日、11時だったですか、避難勧告発令ということがあります。ところがこの公民館長のところには、自主避難というような方法できております。そして、避難者が多かったから、炊き出しをせんにやいかんだろうか、ないだろうかちゅて、災害本部に問い合わせたところ、それは自主避難だからせんでいいと、そういう回答もここにきてます。私が言うのじゃなくして、その公民会長が言っています。

それから、いろいろ書いていらっしゃいます。ボランティア対策、義援物資の取り扱い。今度のこういう災害になって、公民会長はどういう仕事の範囲があるのか、そこあたりまで心配してらっしゃいます。さっき申しました新米公民会長ということです。こういうことが出てきたんだと思うんですけれども、まずその他が、災害対策本部からの情報ちゅうのがあります。

先ほど柏木議員のほうからも出ましたけれども、避難先で被災者が、今後のダムの方流トン数を気にして、不安を隠せない状況の中に、災害対策本部から2回、公民会長の携帯に情報が入ったと、情報を避難者に伝達すると、不安を隠せない情景が目には焼きついたと、防災無線での情報は、風向きや雨の音でかき消されることが多いと、できるだけ情報を早めに提供してほしいと、こういうことでいただいています。

ということは、先ほど町長は消防団を、消防車を通じて、なよ通じてとおっしゃいましたけれども、現実に私のところにも町の広報車はきません、消防車はきておりません。集落の人たちが言いました防災無線は聞こえません。雨の音にかき消されて聞こえません。どこでどういうことをされたのか、やっぱり反省のところがあると思います。これはあとで議会事務局を通じて、重々見た結果を、またしていただきたいと思います。

それで、最後に、避難者住民の声というのがあります。6項目ぐらい。川内川の抜本的な改修、常時浸水地域に居住する家屋の移転については、もう鶴田地区ではその国土交通省のあいだ、移転してるところは済んでると、にも関わらず床上浸水が起きてると、何のための移転だったのか、こういうこともあります。

町長は私に「浸水するところはありません」ちおっしゃいました。覚えてらっしゃらないと思いますが、私は重々覚えます。

それと、自主避難の目安が地域住民に知らされていない。例えば、例とすれば、連続雨量が100ミリを超え、かつ、時間雨量が30ミリを超えたときなど、川内川の水位量がどの程度増水したとき自主避難するのかと、それから町からの避難指示に、指示のあり方に疑問を生じた。情報が遅すぎた。町からの避難指示がほとんど避難したあとに出された。一歩間違えば犠牲者が出ていたと、こういうことであります。

これは、本当に現場の人たちの生の声です。被災者の声です。私が捏造したものではありません。そこあたりは、ちょっと人名を出せないところがありますから、事務局に渡しまして、ちょっとあれして、また町長のところに差し出します。

それと、いま住宅が流される、あるいは、いまのところ15世帯が全壊ということだったですけれど、最終的な発表で200何箇所やったですか、恐らくその方々も、例えば今度のこの河川改修がどこまであるのか、あるいはまたそこに、いまの元のところに家を建てていいのか、そういう不満のある方がいらっしゃるわけです。私は明日国土交通省に行きます、その件で。町からの情報はきませんから、直接行かんやその人たちに、結果を教えができませんから、直接行きます。

やっぱりそこあたりまで、その地域の方々ちゅうのは、そういうふうにして悩んでいらっしゃるわけです。ハウスにしても、田んぼにしても、今度のどういう線引きがなされるのか、どういうことがなされるのか。

もう、さっきの改修工事を待って、やって行こうちゅうような町民の中に、そういう希望のある人はいらっしやらないと思います。

虎居の町が、私が聞いた話じゃ10何件はもう住まないと、空き家になるか、潰すと、でもその中がどうなっていくのか、かまぼこ型の堤防をつくって、大きくして、一旦避難をしてもらって、湯田みたいに避難をしてもらって、再度帰ってくるような方向策がいつできるのか、どうなるのか、そこあたりをやっぱし町長、被災者の側に立って、いまどういう悩みか、どういうことで心配してるか、これが本当の心のケアで、行き先不明の船みたいなもので、どっちさいいたてよかわからんかと、将来はこういうふうにもっていきますというような、町長のその強い熱意が、私が最初から言うように、そんなところが伝わってこない。そこあたりをお聞きして、質問を終わりたいと思います。

○町長（井上 章三君）

川口議員もそうであり、被災された方々にとっては、自分の生活、あるいはこれからに対する見通しが立たなければ、どんな慰めの言葉があったり、声をかけられても、なかなか心が晴れないというのは当然だと思っています。

今回の集中豪雨というのは、やはり温暖化と言われましたが、そういう温暖化とか、異常気象になりつつあるこの地球の環境の中において、今後も起こりうる災害だと、そういう認識はだんだんと高まっていると、これがここ数年とみにそういう状況が、100ミリを超えとかいう集中豪雨が当たり前のように、あちこちででているということでもありますから、そういうことを想定した今後の対策というのが問われているということになると思っています。

住民に対する声かけが一番のケアになると言われましたが、私も対策本部において、いろんな交通整理をしなきゃいけないと、また今後の問題について、いろいろと大局的に考えなきゃいけない問題もあったりして、合間を見て、被災地を回ったこともあります。全域を回る余裕はありませんでした。

それで、被災者の皆さんに、やはり早く安心してもらえようような町をどうつくって行くか、そして、これからの町づくり、これは北側大臣も言われたわけですが、単に河川改修というハードの問題だけでなく、次の世代につながるような町づくりを、同時に考える必要があるんじゃないか、そのためには時間もかかる、あるいは財政的な負担もかかるかもしれないけども、そういうことも、ハード面とソフト面、両面から考えるべきではないかという考えを言われたわけですが、そういう課題に対してどのように取り組んで行けるのか、そしてまた、どこから、どういうふうに取り組んで行ったらいいかということを整理しながら、歩んできたつもりでおります。

ですから、何と言っても国土交通省が、この災害をどこまで調査をし、あるいはどういう考えをしつつあるのか、そしてそれに対して我々が思う方向に、これを導くにはどうしたらいいのかということをやっぱし探らないと、ただ叫んでるだけでは始まらないわけですから、そういう点で、これからも繁く、やはり国土交通省のその取組みの状況、そして考え方、そういうものを、また意見交換というのを何回もやりながら、この大きな課題を乗り越えるように努力をしなきゃいけないというふうに思ってるわけがあります。

そういう点で、今回の災害は非常事態になっておりますから、あとからいろいろ考えればもったこうすればよかった、ああすればよかったと、こういうことはできなかったかということにもなると思いますし、当然反省点もたくさんあるわけでありすけれども、兎にも角にも必死になって、この災害に対応しながらここまでやってきたと、これからをどうするかということに対して、また真剣に取り組んで、被災者の方々の安心される顔を早く見れるときがくるように、がん

ばりたいと思ってるわけであります。

○議長（濱田 等議員）

次は、3番平田議員の発言を許可します。平田議員。

〔平田議員登壇〕

○平田 昇議員

川内川の氾濫は、昭和47年に続いてこの度も多くの町民に損害を与えた。鶴田ダムは、川内川の氾濫から町民を守るという約束を、この度も果たせなかった。多くの町民が苦しんでいる。町は被災者に手を差し伸べながら、国が被災者の救済に全力を挙げるよう迫るべきである。

町長、議長はすでに、至当な行動を始めているようだが、町長の現在の展望と今後の行動について考えを聞きたい。

被災者の皆さんが、元の生活に戻るには、まず住む家があるのかどうか、これが先決である。住居をなくした人に、精一杯ギリギリの条件のものであっても、住居の提供が第一である。住宅の抽選にはずれ、途方に暮れている人たちのために、仮設住宅を備える必要がある。場所は旧訓練校跡地。光熱水、トイレはもちろん、夏の酷暑に配慮した設備等を考慮に入れた仮設住宅の設置計画は考えていないのか。被災者からの切実な声であります。

通告3番です。厳しい苦難に直面しているさつま町のこれからの進みには、いままで以上に私たち町民の団結が必要となる。緊急な課題は、災害を受けた地域に対して、国が準備する支援策をさつま町がどう確保するか、まず、被災者に対する支援策をどう取り入れるかである。次に、これから先このような災害を起こさないために、どんな河川改修を国に要求して行くか、鶴田ダムが持つ機能を、防災目的の一つにする必要があるのか、あるとすれば、これらの目的を果たすためには町民が一致、結束、団結して運動を起こすことである。

ある地区では、被災者同盟を結成する動きがある。他の被災地区も当然動きだすだろう。こうして結成した団体は、互いに力を合わせて目的の達成に邁進すべきである。

運動により、自分たちの地区の要望が入れられて、例えば、仮に防災工事が完成したとする。自分たちのところは済んだ。あとはよそのこと、だからどうでもよい。これでは団結ではない。よその地区の課題も最後まで自分の町のこととして協力して行く、この団結が必要である。

また、直接被害を受けなかった町民の方々の協力も絶対に必要である。限られた財源という条件の中で、町内の理解を得ながら、復興の政策を決めて行く。この決定をするのは誰だろうか。町の最高責任者、町長である。未曾有の水害の直撃にあえぐさつま町全体を視野に入れた分析に基づく適切な方針を、私たち町民は積極的に受け入れて行く。この進め方でなければならない。

正しい情報を即座に町内に伝えて、正しい認識の上に立つ町民相互の協力心を醸成しなければならない。町長の責任は重大である。この重大な責任を果たせる自信があるのか。町民相互の協力心を醸成するこの事業。町長の決意のほどを知りたい。

以上1回目の質問、町長の今後の取組みについての考え方、2、仮設住宅をつくれ、3、さつま町の難局に対する一致、結束、団結の機運をつくりあげて行くその決意、私の質問は重複する部分もあると思いますが、私の質問には答えてください。

以上、3点を伺います。

〔平田議員降壇〕

〔町長 井上 章三君登壇〕

○町長（井上 章三君）

平田昇議員の緊急質問にお答えしたいと思います。

まず、第1点の今回の豪雨災害に対する取組みをどう考えているかということであります。鶴

田ダムの洪水調節については、昭和47年の水害を受けて、洪水調節能力を高めるための改正がなされ、現在に至っております。

今回の水害の前に、7月19日16時10分に洪水警戒体制に入るという通知があり、当時のダムの空き容量は99パーセントでありました。23日の避難指示解除まで計18回の洪水調節情報を受けたところであります。

今回の豪雨災害では、これまでに経験したことのない記録的な降雨量が、川内川流域合わせて主要河川の前川・夜星川・穴川なども同時に水かさが増え、異常な増水と河川の氾濫を招き、結果我が町の各地が甚大な被害を受けたところであります。

私たち町民にとって、今回の水害は誠に悲痛な出来事でありました。被災直後から国の関係省庁・県並びに国会議員の現地調査を受け入れて、被害の実態を訴えながら現地を調査・認識してもらうと同時に、議会と一体となりながら一刻も早い復旧・復興へ向けた再度災害防止に向けた要望・要請活動を行ってまいった次第であります。

今後におきましては、短期・中長期的なビジョンなどの戦略的な構想を描いて、被災者や住民・議会の皆さんと歩調を合わせ、災害に強い町づくりのため、さらなる要望・要請活動を精力的に行ってまいりたいと考えております。

次に、豪雨災害における家屋損壊にあった被災者のための仮設住宅という問題であります。災害救助法により応急仮設住宅の設置と、その設置に代えて賃貸借住宅の借上げができる旨、規定されておりますが、対象者は、住家が全壊又は流出し、自らの資力では住宅を得ることができない者となっております。

現在のところ、被災地の一棟調査に基づく入念な判定の結果、住家の全壊が214棟402人となっております。

災害発生から2週間余りが経ち、避難所に避難されている方々も当初の1,400人ほどから、現在80人にまで減少してきており、自宅への復帰をはじめ、町営住宅、民間借家等への入居などが進んできている状況にはありますが、まだ未確定の方々も何人かはおられます。

また、避難所以外でも親類宅等に身を寄せておられる方々など、そのように住居のあてのない、全壊の方々を対象に、仮設住宅や賃貸借住宅への入居の意向調査を始めておりますが、全壊判定の数が急増したことから、再調査を要し、一定の時間を要するものと思われます。しかし、被災者のご労苦を考え、できる限り早い対応をとりたいと思っております。

なお、一棟調査や避難所での意向調査も行っておりますが、まだ未確定の部分も多く、早急に再調査を行い、要望を確定し、対応して行きたいと考えてるところであります。

また、今回の3点目ですが、今回の水害で、中流域の河川改修の遅れが顕著にあらわれ、今回の豪雨災害を引き起こしたと考えております。私は、早期の復旧と復興川内川の抜本的な改修に向けて、あらゆる機会をとらえながら、町民の先頭に立って、何がなんでもこの被災を乗り越えるために、不退転の決意を持って取り組んでまいりたいと思っております。

そういう点で、陣頭に立ってと、大局を読み陣頭に立つべきであるという平田議員のその意思をしっかりと受け止めて、がんばりたいと思っております。

〔町長 井上 章三君降壇〕

○平田 昇議員

川内川が、罪もない町民をかくも厳しく痛めつけた。どこに原因があるのか。鶴田ダムは昭和47年と同じく、治水という使命を果たせなかったのではないのか。河川局長、ダムの操作は適正だったとのこと。では、適正な放流がなぜ多くの町民にこんな悲惨な結果をもたらしたのか。ダム設計計画以上の雨量だったからという。では、なぜ河川改修を放置していたのか。ここが問題

だ。なぜ昭和47年の水害の教訓を生かしてもらえなかったのか。何も悪いことはしていないのに、なぜこのような厳しい苦しみに突き落とされなければならないのか。国は被災者のこうした悲痛な声にどう応えようとするのか。

また、「ダム操作の理論と技術を身につけた役場職員を、非常時にはダムに送り込み、そこでダム操作が正しくなされているのか、監視させるべきだった」と、これはダム操作に不信感を持つ被災者の声。こうした被災者、町民の疑問に答えるため、行政の主催で一堂に疑問を持つ町民、被災者、それに答える河川局側に足を運んでもらって、ダムと川内川について質す会を催してももらえないか。

この被災者の要望を、前向きに受け取っていただけるか伺います。

○町長（井上 章三君）

今回の被災を受けた方々は、特に鶴田ダムが問題だったのではないかというふうに強く思っておられる方々がたくさんおられます。

この問題は、ダムには操作要領というのがありますが、その操作要領が適切に、それに基づいて操作がなされたのか、瑕疵はなかったのかということが問われるわけであります。そのことはしっかりと説明してもらわなければならないし、説明責任は当然あるわけであります。

国のほうに行って、いろいろとお話をしたときに、河川局の局長はじめ、その関係者の皆さんは、いまはその状況を東京にいらがらでも、ダムの操作の状況を見ることができるところですから、注目しながら、その状況を見ていたと、そういう中で、非常に厳しい中であつたけれども、操作要領に基づいた操作はなされたという認識を持っているという見解であります。

しかし、それは専門的な立場で、それなりに見られたんだと思いますが、住民の皆さんにとっては、まだその説明はないわけでありますから、そしてそのことは、23日の夜だったでしょうか、九州整備局の河川部長さんと、川内川の事務所の所長さんと、ダムの所長さんが来られて、議長と私に一通りのどういう状況であつたかという説明はされました。そして、議会の皆さんにも、町民の皆さんにも、そこらの状況がどうだったかということは、是非機会をつくってもらいたいと、そういう説明はしっかりとやりたいということは言われておりましたので、どういう形にしろ、それは、そういう場をつくることになると思っております。

○平田 昇議員

2回目の質問を一つ抜かしておりました。22日、混乱した状態の中で、行政から発せられた町民への情報伝達の方法に、私は大きな疑問を抱きました。正確な情報に基づかない限り、結束のしようもない。

私たちに渡された資料、北部豪雨災害の資料に目を通すと、7ページ下から7段目、22日午前11時57分の時点で、これから5時間後の午後5時には、毎秒4,900トンもの放流を予想するというダムからのファックスを受け取ったことになっている。

町長は、この情報に対して、どんな受け取り方をしたのか、そしてどんな対応をしたのか。22日午前11時17分、ダムからの5時間後の午後5時の放流は、秒当たり4,900トンを予想するとの知らせを、町長はどう受け取ったのかと、この質問です。

町長は、職員との会合の中で、今回の災害は自然災害であるとの見解を述べたそうだが、もしそうなら、その根拠についても述べていただきたい。

先ほどの肥後議員の答弁で、ダムの能力をはるかに超える豪雨という言葉が出たが、そうだから自然災害だというのか。これを強調することが今後の国への運動に影響を及ぼすことを理解して、強調するならば河川改修が放置されてこうなったことを強調すべきではないか。

さっきのファックスで届いた数字、毎秒4,900トンは、はじめはどの程度の数字かわからな

かったが、「宮之城温泉復興記」を読む中で、出てきた数字に私は驚いた。湯田が水害に襲われる年代の放流量は、毎秒2,300トンと記されている。そうすると、22日午後5時の放流量は予測であったとはいえ、実際は3,500トン台であったとはいえ、34年前の放流量の2倍をしっかりと超える量が予測されたと。2倍。これが現に届いている、現場から届いている予想だったのだから、この予想を重大に受け止めて、もっと早く、もっと徹底して警報を出すべきではなかったのか。

川内川沿いや虎居町でも、「警報をよく聞き取れなかった」という声が多い。町長は警報を聞いても動かなかった町民もいたというような意味合いのことを言った。意味がわからない。広報車で伝達も数時間後の放流は、湯田被災時の2倍を超えることを絶叫するような必死な声で叫べば、伝達はもっと早く、広く行き渡り、損害もまだ抑えられたはずだ。

そういう手段をとらなかったということは、町長、この予測を、4,900トンという予測を深刻に受け止めなかったということになる。私はそういう受け取り方をしている。

その数字を仮に町民に示してみても、何のことかわからない。だから具体的に、「湯田の2倍の放流が予想されます」と、「あと4～5時間しかない。いま精一杯のことをしてください」。そういう警報を広報車で、声をからしてやるべきだった。

それと、この際言っておきたい。洪水が虎居町の商店街に浸水する過程で町長は、現場で写真を撮っていたという声が届いた。写真を撮っていた。国に訴える資料にする思いだったか知らないが、自分の家が洪水にのまれていく姿と、それを写真におさめる町長の姿を目にする家族は、どんな心情にあるか、「察してくれ」という声。こんな行動を町民が認めると思うのか。

また、今日は誰々さん宅に何人、また誰々さん宅には何人と、ボランティアの配置に連日朝から取り組んでいた公民会役員の本部の近くまで町長が来たが、ご苦労様のあいさ一つもなかった。何日も頑張っているのに、そういう声。

先ほども、川口議員も言われた腹の底がわからない。この虚しさ。

なぜ私がこんなことを言うか、私はこれまで町の先頭に立つ町長に、いろいろ疑問を投げかけた。投げかけ注文をつけてきた。町民の町長に対する信頼を大きく阻害している経歴問題がそうだった。しかし、いまはそれを言うときではない。町が大変なピンチにあるからである。いまのあなたは町長として、町民の先頭に立ち、町民が目を見張るような活動をしなければならないときだからだ。国に対しても、かつての現王園町長に負けない働きをしてほしい。

町長は、今度の災害に際し、「ピンチをチャンスに変えて行く」などと言っているが、現に損害を受けて泣いている多数の被災者がいるのではないかと、何がチャンスだ。人の気持ちを理解できない、人の神経を逆なでするそれに、町長あなたは気づかないのか。二人の助役、教えてやんなさい。

まず、世間の町長に対する評価をかえさせる絶好の機会であることは間違いない。本当は、現在、さつま町は本当の指導者を必要としているのだが、それも言っていられない。大きく高所から町を見て、決断を下し、部下に適切な指令を出し、町民に協力を求め、被災者をいたわり励まして行く、こうして町民が町長を見直す働きをせよ。私はそういう原稿を準備していたんです。しかし、ずっと聞いていて、もうそれは言わない。

こういう時、町のため、皆が目を見張るような働きを見せてほしい。そして見直せられよ。町民が見直すように、自分の真価を発揮せよ。私はそれを要望したかったが、それは無理であることがわかった。要望することは、町長の立場にあるのだから、町民を、被災者を傷つけるような、神経を逆なでするようなことは言わないでいただきたい。

22日のダムからの情報をどう受け取ったかということ、そしてそれにどう対応したか、その

対応の仕方によってはもっと損害をおさえることができたはずだと、その点。そして、これが本当の水害を自然災害だというつもりかと、打ちひしがれた町民の心情を察した行動をとってくれと、被災者の心情を察して行動してほしい。この３点についてお答えいただき、私の質問を終わります。

○町長（井上 章三君）

私のお見舞いのあいさつなどでの言葉の適切性を欠く部分があったということに対しては、先ほども申し上げたとおりであります。ただ、私はどういう気持ちでいまこの災害に臨みながら、取り組んできたかということはお伝えしました。

先ほど、２２日の１１時５７分、ダムファックスがあったという話であります。これは今後の放流の考え方について、計画流量としては４、６００立方メートル毎秒に対して、１７時頃に流入の予測が４、９００立方メートルになる可能性がある、計画流量を超える放流の見込みがあり、放流量としては４、６００立方メートルぐらいになるのではないかという話でありました。

それを受けて、即座に追加の避難指示、いろいろとうったわけですが、それ以前から、１１時３０分の段階で、計画高水位を突破したという状況を見て、防災無線で避難勧告から避難指示に切り替えて、あらゆる方法を駆使して、この住民への周知を図ったと、それと自衛隊の出勤を要請したというような対応をしたところであります。

住民の皆さんもそうであり、また対策本部としても、いままで経験したことのないような事態が急速に起こってきた。そしてまた増水のスピードが余りにも速いという状況に接しながら、精一杯の対応をとったつもりではありますが、十分であったと言われると、あとから反省する点はたくさん出てくるというのは、これは否めないわけであります。そういうことは、今後に対して、生かす努力をしなければいけないと思っております。

今回の災害の状況というのは、私は対策本部におりながら、ダムの放水の状況、そして操作の状況、これを一方でずっと注目をしておりましたし、またダム管理所の所長さんと連絡も取って、確認をしながらやってきておりました。そういう状況の中で、ダムの操作としては、「流入量よりも多くの、それ以上の放流はしないという原則だけは守り抜いて、この危機を乗り越えたい」というダムの所長さんのその言葉は、その如く結果として努力をされたというふうにみておりますが、基本的にダムの能力というのは限界がありますから、その限界を超える降雨量、流水量というのがあったということが前提であると、このことは皆がやっぱり、その理解しなければならないことだというふうに思います。

ダムでいかなるときでも、全部防げるんだという状況は、これはそういうふうにダムを過信するわけにもいきませんし、今回の状況は正にそのことを我々にまたみせたわけでありまして、これが、今後河川改修が続いて行く中で、もっと大きな流水量が、流入量がダムに流れ込むということを考えた場合に、ダムのいまの洪水調節の容量というのをもっと切り替えて、その治水に特化したダムにするべきではないか、そうした場合にどのぐらいの能力が高まるのか、できればそういうふうにダムとしても最善を尽くして、精一杯のそういう取り組みをしてもらいたいということは、私は要望したいと思っておりますが、しかしそれも限られたことであります。

今回の洪水の容量、そして上流のほうにはもっと多くの流水したその水量があったわけでありまして、そういうものが流れ込んできた場合には、これはダムの洪水調節能力を高めたとしても、それで受け止められるというほどのものではないと、ですから、ダムはダムとして精一杯の努力をしてもらわないといけないけれども、どうしても河川改修をやらないと、この中流域は守れないんだと、（「そこを強調すべきだと言うんだ」の声あり）そのことに向けて我々は力を集中し

なければいけないと思っているわけでありまして、これは、川内市が今回そういう被害がなかったということは、正に河川改修の賜物であって、ですから私は今回のこの機会に、河川改修を短期間の中に、本当に取り込める努力をし、また国としてはそれをやろうとした場合でも、住民の皆さんが、その用地の問題になったときに、不ぞろいな形になった場合には、これはまたすまないということになりますから、その河川改修と、そこだけでなくてまたその背後地の、町をどういうふうに今後つくって行ったらいいのかということも含めて、いろいろと研究をしながら、また国のほうにも相談をしなきゃいけないと、そういう中で、また住民の皆さんの理解と協力がどこまで得られるか、最終的にはここにかかってくるというふうに思っています。

ですから、私は今回のこの闘いは、河川改修を激特という形の中で進めて行けるように、どうしたら持ち込めるかと、その１点に絞って国会議員の皆さんや県会議員の皆さん、あるいは県とか流域と一緒に、この問題に挑戦しなきゃいけないというふうに決意しているわけでありまして、その１点にできるだけ住民の皆さんも、そして良識を持って立っておられる議会の皆さんにも、そこをところをよく理解していただいて、心をそろえていただきたいと、こういうふうに思っているわけでありまして。

○議長（濱田 等議員）

しばらく休憩いたします。再開は概ね２時２５分とします。

休憩 午後 ２時１４分

再開 午後 ２時２４分

○議長（濱田 等議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

ここでお知らせをいたします。肥後議員から、本日の会議に途中退席する旨、届出がありましたので、お知らせをいたしておきます。町長。

○町長（井上 章三君）

先ほどの平田議員の質問の中で、私がデジカメで写真を撮っていたというお話がありました。私はこの被災の現状というのを、これからいろんなところに要望活動、いろんな方々と話すときに、できるだけ機会があれば生のそういう状況を見せながら、話もしなきゃいけないと思って、自分のデジカメをいつも持ってるわけですが、それで、虎居のほうに行ったとき、あるいはまた宮都大橋のところに行ったときとか、被災現場に行ったときに、それなりに私は自分で撮っております。

そして今回も、東京のほうでいろいろ話をする機会があったときは、話の中でそれをデジカメで見れるようになってますから、それを見せながら、これはビデオで撮れるようにも、ムービーで撮れるようになってますから、そういう状況を生で見せながら話をしてると、「百聞は一見にしかず」ということもありますから、そういう意味での考えでやっているということを申し上げておきたいと思います。（「それは、部下にやらせればよかったんだ」の声あり）

○議長（濱田 等議員）

次は、８番麥田議員の発言を許可します。麥田議員。

〔麥田議員登壇〕

○麥田 博稔議員

私自身もいまから３４年前の昭和４７年７月、これはあくまでも私自身の考えですが、ダムの

操作ミスにより家が流失し、また平成9年には県北西部地震により家がほぼ全壊状態になった経験がありますので、被災者の方々の気持ち、心情は十分に理解できるところであります。

そこで、町長に今回の災害について原因や今後の対策等をどのようにお考えなのか、お伺いいたしますが、いままでに5人の同僚議員が質問していますので、重複する部分が多々あるかと思いますが、お許しをいただきたいと思います。

まず、今回の水害の原因についてであります。先ほどもありましたように、8月3日の新聞報道によりますと、門松武河川局長は、「流入量を超えて放流し、被害を拡大したということはない」と、「ダム洪水調節は適正だったと強調」と書いてありました。

私は、これは認識の違いというか、詭弁ではないかと思います。なぜならば、ダムの操作規則第15条、洪水調節に、「所長は気象、水象、その他の状況により、特に必要と認める場合においては、次の各号に定めるところによらないことができる」とあり、所長の裁量に任せるようになっています。

そして、第12条、洪水警戒体制の1号から3号、第13条、洪水警戒体制時における措置の1号から4号の規則により、洪水を予想し、最大流入量、洪水総量、洪水継続時間及び流入量の時間的变化を予測し、洪水調節計画を立て、予備放流をしたり、流入量より多く放流をしてダムの貯水量に余裕をもたせ、下流と連携をとりながらダムの機能を最大限に生かし、災害を最小限におさえることができ、初めてダムの洪水調節は適正だったと言えるのではないかと思うからであります。

流入量を超えて放流しなかったから適正というのは、被災者の気持ちを考えると余りにも無責任ではないでしょうか。ダム操作規則第31条に、操作記録を残すようになっています。私はこれを取り寄せて、町独自に専門家に頼んで、本当にやむを得ない水害であったのか、検証するべきではないかと思いますが、町長の考えをお伺いいたします。

次に、避難指示等についてであります。ダム操作規則第24条には、特定多目的ダム法32条の規定により、関係市町村に通知の方法等を定めるように規定されています。

先にもらった資料によると、町のほうへも、先ほどありましたように7月22日午前8時55分に、午後1時頃に毎秒2,220トンの放流見込みの連絡があったとのこととあります。宮之城温泉街が流失したのは、毎秒2,260トンの放流でしたが、その時はあまり雨が私たちの町では降っていませんでした。それから考えると、雨が激しく降っていたわけですから、河川改修が終わっていない虎居地区などの浸水は予想できたのではないですか。そして、47年の水害に遭った人たちがおられるわけですから、湯田が流れたときよりも水位が上がると広報をすれば、車などの被害は抑えられたのではないかと思います。

そして、先ほどあったように、11時57分に、午後5時ごろ毎秒4,900トンの放流見込みの連絡があったとのこと、これは47年の時の倍以上になります。このことは、私も湯田の避難所で職員の今村君から聞き、思わず「馬鹿なこと言うな、そひこ流せば、ここも流れるし、虎居も流るっど、もう一度確認をしてくれ」と言いました。

そして、電話をしてもらい自分が電話を代わり、本部から流入量4,900トン、放流量4,600トンの予測を聞き、流水校でも危ないと思い、区の館長さんや公民会長、消防団長、駐在さんと話し、消防車やパトカー等で緊急避難の広報をして、災害本部の指示どおり鶴田中央公民館等に避難しました。あとで、湯之元公民会では1家族だけ避難していなかったことを聞き、課題は残りました。

また、避難所の職員には連絡があり、公民館長等に通報が入っていないなどの問題も、いま考えるとあったように思いますし、虎居等の避難の遅れをみますと、避難指示等の情報伝達が的確

になされたのか疑問であります。

また、今年の4月に、100年に1回の水害を想定してつくった災害マップや洪水ハザードマップは役に立ったのでしょうか。「想定外の雨量」と、多くの方が言われますが、私は想定内の雨量だったと思っています。

なぜならば、ダムの計画流入量は最大毎秒4,600トンになっているからであります。今回は、最大流入量毎秒4,040トン、最大放流量毎秒3,571トンです。今度の災害に遭って町長は、避難指示等をどのように総括し、今後に生かされて行くのか、重複しますけれどもお伺いいたします。

次に、今後の災害対策についてであります。今後の対策と言いますと、いまの復興対策と、これからあとの将来に向けての対策があると思います。

今朝もらった資料によりますと、全壊又は流失214戸をはじめとして、建物、道路、耕地農林、水道など、合計で約74億円の被害であります。

国においても8月2日の衆議院災害対策特別委員会の審議の中で、門松河川局長は「河川改修計画の基本である河川整備基本方針をつくり、河川整備計画の検討を早める考えである。今回の洪水被害に対する対応についても激特事業を含む、様々な事業手法の中から、地域にあった最適な手法を選定して、出きるだけ早く実施に向けて動き出したい」と答弁されています。

昭和47年水害のあとで、当時の旧宮之城町議会で、ダムを防災ダムに、中流域の改修を速やかになど5項目を決議され、当時の政府調査団長の木村建設大臣は、「川内川の抜本改修には、金の出し惜しみはしない。いくらかかっても改修する。鶴田ダムで今後は絶対迷惑をかけないつもりだ。災害は、国が防災を怠ったために起きるもので、全て人災だ」と公約されました。ところが、整備計画はもちろん、整備基本方針もできていなかったというのには、私も驚きました。

国が、今回の洪水被害に対して、「地域にあった最適な手法を選定して、できるだけ早く実施に向けて動き出したい」と言われるのであれば、町としても受け皿になる専門部署をつくる必要があるのではないのでしょうか。47年水害の時は、旧宮之城町では計画課をつくり、課長以下7名で対応しているようであります。

また、総合相談窓口も予定では10日までになっていますが、しばらくは本庁にでも開設し続けるべきではないですか。災害が各課に広がっていますので、町民の方が利用しやすいように対策を考えて、その中で、被災者や地域住民の意見、要望を聴いたり、国や県、町の制度等を理解してもらい、町民に不公平感が出ないようにしていただきたいと思います。

具体的にいま2点お伺いいたしましたが、これを含めて、町長に復興対策と将来に向けての対策をお伺いいたします。

これで1回目の質問を終わります。

〔麥田議員降壇〕

〔町長 井上 章三君登壇〕

○町長（井上 章三君）

麥田博稔議員のほうから緊急質問をいただきました。まず第1点の水害の原因についてということであります。

今回のダムの操作に関して、専門家に検証してもらうべきでないかという質問でございますが、ダムからの放流状況のデータに関しては、ファックスで随時情報をもらっておりますし、データの配信もいただいているところであります。

その状況を見ながら、ダムがどのような操作をしてこられたかということは、その後の報告も受けて、私どもとしては一応の理解をしているところでありますが、この内容については、

議員の皆さんにもまた機会をみて、そういう説明を聞いていただきながら、明らかな疑義があれば、これは専門家に検証してもらうべきではないかとか、何らかの手を打たなければいけないと思うわけではありますが、現在のところ、内部的な判断としては、そういう対応をとるところまでの考えは持っていないところであります。

当然、設置管理責任者である国においては、専門家による真剣な、操作が適正であったかどうかという検討をして、また報告をいただかなきゃいけないところであると思ってるところであります。

避難指示の問題につきましては、鶴田ダム及び河川事務所の情報と併せて、避難広報に出た職員から極めて危険な状況にあるとの連絡を受け、災害対策本部では「過去に例のない甚大な災害が予測されます。今後さらに川の増水が予想されますので、河川付近の住民は直ちに避難してください」と呼びかけ、急激な川の増水について、数分おきに防災無線で放送しながら、職員、警察、消防署、消防団の広報・救助活動を併行して行いながら、可能な限りの避難の呼びかけと、遅れた方々の救助対策に取り組んだと思っております。

しかしながら、反省点は、また今後に生かすべく、今後にしっかりと反省はしなきゃいけないと思っているわけであります。

今後の災害対策等についてであります。議員がご指摘のとおり、現在ございます地域防災計画は、国土交通省のハザードマップによる計画高水位で、2日間で425ミリの降雨量で、100年に1回の水害を想定した計画や土砂災害警戒マップを基に作成しており、今回の大水害を受けて、避難所や避難勧告・避難指示等の情報伝達のあり方など、大幅な見直しをしなければならない状況であったと認識してるところであります。

町として、災害復興等の事業に対する受け皿となる専門部署の必要性という問題に関しましては、国などの動きに併せながら、必要な時期をみて対処してまいりたいと思ってるところであります。

〔町長 井上 章三君降壇〕

○総務課長（湯下 吉郎君）

総合窓口につきましては、被災者の状況からしましてまだ今後長引くと予想されますので、窓口として対応してまいりたいと考えております。

○麥田 博稔議員

いま町長から答弁をいただいたわけですが、専門家を頼む考えはといったときに、「明らかな疑義があれば」と言われますけれども、これは町長、私たちは素人ですから、なかなかその明らかな疑義というのができないわけです。

確かに、町からもらったこの資料を見て、先ほど言われました7月19日の16時10分に洪水調整に入ったと、その時には余裕が99畝あったと、ですからこのあれを見ますと、7,750万トンの数字になってます。これは7月21日の5時、この時に880トン入って728トン出して、貯水率が6畝になってるんですけども、この7月19日の時点から洪水調整を始めれば、どのような経過になって行ったのかと、この頃は、この前のページを見ると、宮之城地域は雨が降ってないんです、ちょろっとしか。

だから、この時に、流入量を超えて、その調整で880トン来たときに、900トンか1,000トン、1,000くらい流してくれて、この貯水率を0畝ぐらいでずっと抑えて行くか、もう下手すると、黙って出してくれて、マイナスになってるぐらいだったら、どうせ入ってくるわけだから。2、3日の長期の天気予報が出て、洪水調整に入ってるわけですから、そこで所長は先ほど言ったように、気象、水象、その他の条件を考えながらと、その時初めてだと思ってる

す。そういうことを全てやられたときに初めて洪水調整というか、うまくいったと、適正であったと言えると思うんです。

ただ、流入量より超えて放流をしなかったから適正であったというのは、私でも行ってできます。だってそのままで行けば、入ってきただけまでしか、いっぱいですから、ゲートを開けさえしなければ。

ですから、その辺のところが私たち素人にはわからないので、専門家に、ダムその7月19日の頃からの会議録とか、川内との交信、それから九州地方整備局との対応、国との対応いろんなことのあれが残ってると思うんです。川内に数字がどうかとか、だからその辺を、全部ひっくり返して、専門家に検証してもらって、そしてやはり仕方がなかったんだとなると、町民も納得するでしょうし、先ほど、一番最初に舟倉議員が言われましたように、ダムがなくて自然に流れたんだったら、「ああ雨が降ったで仕方がなかった」という気持ちになるんですけれども、やっぱりいつまで経ってもこういうことが出てくると、私はダムのせいじゃないかと、特にダムができてから水かさの増し方がどんどんと増えるんです。

だから、逃げる余裕と荷物を運び出す余裕がないんです。1時間ぐらいの間にだぁ一つと増えますから、自然に雨が降ると、確かに増えてきても、1階に上げてたやつを、今度はもう大変だちゅて、下のほうでビール瓶にのしてやってたやつを2階に上げるとか、それから車を持っていけとか、ちょっとの時間のことで避難はできますので、ここは、明らかな疑義は絶対素人じゃ見つけることはできないと思いますので、再度やはり町長に、この辺は考えていただきたいと、やはりダムの操作規則も、いろいろと湯田が流れてから変わってきてます。

もう有馬元治先生とかいろんな方が努力されまして146メートルを、131メートルですか、15メートルぐらい下げてもらって、今度も7,750トンということはやはり、その他の規則を使って、やはり130メートルまで下げられてると思うんです、いつもは131メートルが制限ですから、1.4メートル下げて、そこで250万トンの水量を確保できたわけですから、だからその辺からあと、そこまでは正解だったと思うんです。130が限度ですから、制限水位ですから。

これから下げるなどなっているから、私たちは下げてくれちゅうけど。そこを下げたら、電源開発に賠償の責任が出てくるということで、絶対下げられんです。その辺のことを、やはりくどくなりますけれども、頼まないかんというふうになります。

それから、想定外の雨だと、私は想定内、想定内と言うんですけれども、やはり先ほど言ったように、4,600トン流入量を計画したのであれば、4,600トンまでは計画だから想定内だと思うんです、私の考えは。これが4,600トンを超えて4,800トンとか入ってきたら、想定外の雨で結構ですけども、やはり計画よりも少ない場合は、小学校、中学校、私の高校卒ぐらいの頭では、想定内と思います。

その辺の、やはり国に行かれたときに、町長が腹をくくったときに、やはり言い方が、「ですよ、想定外の雨で1,000ミリ降ったもんだから」と言われると、向こうも「でしょう」ちゅて、一気に握手しましょうということになりますから、やっぱそこはガンと腹の底に、想定内の雨だったんだと、それを思っていたきたいと思います。

川内は、そうしてきたときに、4,600トンしたときに2,400トンはメリットで流すわけですから、7,000トンぐらいは流れるだろうという予測です。4,600トン流したときには9,000トン流れると、だから川内は助かったと思うんです。

この辺は何トン流れたのかちゅて、僕も川内川工事事務所に行ったら、「知らない」と、「わからない」ちゅうんです。「計画水位を3メートルぐらい超えました」と、それだけ言われるん

です。

やっぱりその何トン流れるかというのは、浮きを川に投げて、100メートル流れて行くのをタイムを計って、そこのあれをして、何トンだったからと計算をするらしいんですが、やっぱり建物があつたり、ひっかかるものがあつたりするとなかなか難しいと、だから川内はきれいになってますので、川内は何トンだったんですかと言ったら、まあわからないというようなことだったので、一応あとで資料をもらいにくるちゅう話はしてるんですけども、やはりそういうところを、こういう昭和53年ですか、できてそういうのと比べながら、国、県との交渉には入っていただきたいと、やはりこの辺が基礎ですから、最初もう湯田が流れたときには3、100トンを4、600トンに計画をして、だからある程度こう済んできてると思うんです。

それを基にして、湯田の温泉街はたぶん改修がされて、今度の場合はある程度助かったと、そして川原のほうが先ほどありましたけれども、100年に1回があつて、結局改修が済んでるんです。済んで、協力して、「ないです」と言われて、浸かったわけですから、やはりこの何としてもダムのやっぱりこの辺は町長に、くどくなりますけれどもお願いして、調べていただきたいというふうに思います。再度お伺いするという事です。

それから、専門部署をつくる考えはないかと、「国の動きにあわせて」と言われますけれども、国の動きに併せたら遅いです。だから、こっちはこっちである程度、計画をつくって、やっぱりこういう計画でしてほしいと、せんと、国がどんどんいったときに、自分たちの町のそのあれが入るのかなと。

例えば激特の指定を受けたときの問題、課題、やはり先ほどもちょっと言われましたけれども、ないのか。それから、先ほど町長が言われた背後地の問題、そういうのをするとすると、やはり国が激特をしたときにはどんな問題があるのかと、うちにもやっぱり、堤防は国がつくれますけれども、背後地についてはやっぱり町の持ち出しとか、そういうのが湯田をしたときにも相当出てるわけですから、その辺までをするためには、できるだけ早くそういう部署をつくって、そして、町民の方の意見を吸い込みながら、やっぱり町としても、こんな町にしてほしいとか、これぐらいはというようなことを、ある程度の案がないと、言われたときにまた、向こうが言われるままということになると思いますので、お願いしときます。

それから、総合窓口はまだ続けるということですが、やはりこれは先ほどもちょっとありましたけれども、町民に不公平感がないようにとか、いろんなことをしていただきたいというふうに思います。

今日の昼のニュースを見てますと、伊藤知事がこの被災者の生活再建支援制度について、私も非常にこれは不満だと思ってるんですけども、仏をつくって魂が入ってないというか、使い勝手が悪いと、これはこの前助役と話をしまして、助役もまったくそのとおりでと言われましたけれども、この解体、撤去、整地に、住宅を再建設しない場合は対象外となると、これだけ高齢化が進んで、どうしようかと、そして、やはり都会と違って、さつま町は失礼な言い方ですけども、住民所得も低いし、60、70歳になって、被災が出て、新しく家をつくるとなったときに、難しい問題がありますので、ここの住宅を再建しない場合には対象外というのを外してもらえればといったり、今日の昼のテレビで、伊藤知事がやはりこの辺がひっかかるので、県が独自に10日から2週間ぐらいだったですか、その間にまとめて、県独自の再建策をというようなことがテレビで、報道で出たようですので、やはり県とも相談をしながら、町村会長でもありますから、ここだけじゃなくて、ほかのところもありますので、これだけは、ここをちょっと外して、使い勝手のいい制度に、新聞等に使えるようなふうに出るもんですから、私たちも聞かれますけれども、こや使えんどということになりますので、その辺は一生懸命努力をしていただきたいと

いうふうをお願いしときます。

それから、先ほど肥後議員が、ダムの放流量を示す掲示板ということで、それは努力したいということだったんですが、いまの放流量と、5時間後、その予測の放流量、いまの放流量ではわからないんです。だから、先ほどあったように5時間後の放流量はこれぐらいになる予測、予測の放流量も入れて、住民が利用しやすいような要望も入れて、そして、つくった後には、住民の方にもこれだけくると、今後の新しくつくり直さんにやいかんと思うんですけど、洪水ハザードマップには、5,000トンぐらい流れてこうなったら、これぐらい来ますと、早めに逃げるほうは、みんな文句は言わない。

ただ、言ったどんか、ひん逃げたや何もならなかったちゅて、怒られることもありますけれども、それで怒られるのはいいですが、逃げ遅れて、財産を流されて、「おはんたっがもっと早よ言うてくれれば」というようなことを言われるよりも、早めに対応をして言われるほうが、「すいません」で済みますから。今度の場合は「すいません」じゃ済まないという感じが私はします、被災者の立場に立つと。

ですから、そういう対策もしていただきたいと、それから、繰り返しになりますけれども、その川原が浸かって、あそこの長崎団地が浸かったということは、これは国交省に強く抗議をしていただきたいと、これは河川改修が済んだところですから、穴川がきたというような詭弁も言われますけれども、それを含めての河川改修だったと思いますので、住民の方のあれをすると、さらえになりますけれどもお願いしときたいというふうに思います。

それと、商工業の支援策が先ほど余らないということで、農業については激甚になったりするといういろいろあります、ある程度、ただ所得のことでいろいろありますけれども、町長はどのようにされるのかちょっと1点、さつま町の中小小売店舗改修等事業補助金、200万円を限度に40銭というのがあるわけです。

これをやりますと非常に助かるわけですが、財政的に非常に厳しいと、だからどうなるのかなと思うんですけど、それをどのようにされるのか、いままでに、17年度1,800万円ぐらい使って、効果があったというようなことで商店街の人は喜ばれてますけれども、これが生きてるとなると、非常に商店の人には助かりますし、こっちでまた審議していろいろあれがあるわけですが、40銭のあれがです。だからこの辺が今後どのようにされるのか、お伺いしときたいと思います。

それと、これをもしやるとすると、財源等の問題が出てくるんです。財源等については、私はいろいろいままで言われてますけれども、地方公社を2つ持ってるんです、まだ出資金がこの前850万円使いましたから、4,000万円ちょっとあるんですけども、いくらかやっぱいって使うと、それでもちょっと厳しいんですけれども、だから、それができないんであったら、利子補給の制度を考えると、先ほど町長はだれの質問だったですか、まだそういう具体的な政策はしてないというようなことだったんですが、湯田が流れたときには、私たちの住宅をつくるための利子補給があったり、いろんなことがありました。

ですから、そういう制度も、いまんところこっちのほうでいろいろ対応がされてますけれども、この被災者の支援制度で、そういう町独自の、その辺をどのようにお考えなのかお伺いしときたいと思います。

それから、財政課長にお伺いしたいんですけども、財政健全化を図るために、いま行財政改革が緒に就いたばっかしと、始まったばっかし。今度の災害で、町財政に与える影響等について、まだその金額等は決まってませんけれども、どのようにお考えなのかお伺いしときたい。

それから、今日はいまから見舞金等のために、土地開発基金等を取り崩してすると、これは先

輩の方々がやはりそういうために残されていたので、助かるなと思うわけですが、今後のことを考えますと、100年に1回というのが、できた途端にきてるわけですから、財政が厳しいときでありますけれども、災害対策基金なるものをつくって、いざというときにはある程度の蓄えがないと、どうしようもないと、もし国が何かして補助事業でやるとしても、自分のところの裏補助をする金もないと、独自の見舞金もできないというようなことになるんですけど、その辺の災害対策基金なるものを創設される考えはないのか、以上、ちょっと長くなりましたが、3回しかできませんので、お伺いしますけれども、答弁をお願いします。

○町長（井上 章三君）

たんさん言われましたので、一つひとついきたいと思いますが、この専門家に対する検証という問題は、とりあえず議会の特別委員会でも説明会を開いて聞いてみていただきたいと、それからだろうと思っております。

それから、毎秒4、600トンの計画流入量になっているということからすれば、想定内だったのではないかとということでございますが、計画という点からいけば、流入量は最大で毎秒4、600トン、そのかわり計画の放流量は2、400トンということの中で調整をできるということが検討されているようであります。

しかし、7月22日の15時10分から7月23日12時40分まで、2、400トンを超える放流があり、21時間30分続いたわけでありまして、ピークには3、571トンという放流があったということからしましても、今回の流入の量というのは、もう計画をはるかに超える状況にあったということはわかるわけでありまして、これは、雨の降り方が長時間継続的に降ったということで、雨の量がその予想をはるかに超えていたということは、これは否めないところだというふうに思っております。

ちなみにダム計画としては、2日間で雨量が430ミリということを想定してるという、それがマックスで想定した計画だということですが、今回は21日、22日で615ミリ降っているということで、2日間で雨量が1.4倍ということであったようであります。

それから、専門部署のことではありますが、この激甚、激特という事業の採択になるまで、どのくらいの期間がかかるのか、一説には2カ月かかるんだとかという話もありますが、それに向けて、ご指摘にありましたように、堤防がどういう法線で検討がされるものか、それに対してまた、町づくりという観点からはどういうことが考えられるのか、そういうことの検討というのは、一方である程度見えてくるにしたがって、検討をしなきゃいけないということはある得るというふうに思っております。

そういう点では、内部での検討の場というのはそれなりにつくりながら、準備をするということとは必要ではないかと思ってるところであります。

掲示板の問題に対しましては、必要なところに対しては、要望をして行きたいというのは前に申し上げたとおりであります。

川原とか長崎団地のことについては、私も大丈夫だと言われながらこういうふうになったということに対しては、強くこれは、これをどう受け止めるのか、それに対してまたどういう対応をするのかということは、強く要求をしてまいりたいと思っております。

商工業に対する支援策という問題ですが、小売店舗の改装に対する助成金というのをやってまいりましたが、今回は被災された方々は、この現在つくってる小売店舗の対象の方々よりも枠が非常に広がっているわけでありまして、これをどうするかということ、そしてそれに対して財政的な手当てができるのかということ、財政担当のほうとも検討する中においては、やりたい気持ちは山々けれども非常に厳しいというのが実態であります。

それで、県のほうとも相談をして、やはりこういうところを何とかできないものかということでは、県と市町村でもって先ほど言われました災害対策基金、あるいは復興基金なのか、見舞金の基金なのか、そういうのをこの際つくろうではないかという話し合いを、いま投げかけておりまして、県のほうとしてはそれをやる用意はあると、ただ市町村のほうとして、その用意をもてるかどうかということで、いま検討を進めているところであります。

ですから、商工業に対する支援策というの、何かこれをあみだしていかなくちゃいけないという点で、今後とも県のほうと、あるいは国のほうともですけれども、もっと頻繁に連絡も取り、打合せもしたりする必要があるというふうに思っているところであります。

○財政課長(二階堂 清一君)

今回の災害が、町財政に与える影響であります、かなりの影響が長期間続くものというふうに見ております。特に税収が、僅かではありますが伸び始めた時期でありましたので、財政は非常に深刻な事態というふうに考えております。

来年度から3兆円の税源移譲が始まりますと、地方財政というものが、所得が伸びないと財源確保ができないという構図に変わってまいります。ですから、公債費比率が高く、経常収支比率が高い中の限られる財源を配分するということになりますと、災害復興を中心にした予算編成にならざるを得ないのかなという気がしております。

それとあと一つ、基金の話であります、今回の災害の場合、災害救助費ですとか、支援法、激甚法の指定など見込めるわけではあります、それでもかなりの一般財源を必要とします。それと併せまして、国の適用が見込まれないぐらいの災害に発生した場合は、その財源というのは町で全部支弁しなければいけませんので、ここも併せまして、災害復旧を前提とした財源というものは是非必要というふうに考えております。

○議長(濱田 等議員)

しばらく休憩します。再開は概ね3時20分頃にしたいと思います。

休憩 午後 3時 4分

○議長(濱田 等議員)

なお、休憩の間、中種子町の川下町長がお見えになっているということでございますので、この会議場でお見舞金を持参していただいたということでございますので、お受け取りをさせていただきますと思う次第です。

いましばらく、そちらの控え室のほうにいらっしゃるそうですから、呼びいたします。よろしく願います。

〔さつま町長が中種子町長からお見舞金を受け取る〕

○中種子町長(川下 三業君)

新生さつま町の議会の皆さん、今日は臨時議会ということで、皆さん方一日も早い災害復旧ということで、臨時議会の開催と伝え聞いてございます。

私ども中種子町も実は8月4日に臨時の議会を召集さしていただきまして、新生さつま町と7月4日に友好交流協定を締結さしていただきました。その新生さつま町が、7月22日の未曾有の大水害によって、町民の財産、生命がなくなる、あるいは喪失するという未曾有の災害に直面をされておるということを、マスコミ報道、あるいはまた新聞報道を通じて伝え聞いてございます。私どもとしまして、皆さん方が一日も早い災害復旧と、人々の心の安寧を願ってございます。

したがって、私ども中種子町としても公費の支出ということで100万円ほど、少々でござ

いますが、見舞金ということで、いま井上町長にお渡しをしました。そして、地域住民、中種子町民にも1戸当たり500円以上の浄財の提供ということで、公民館長を通じて、8月末をメドとして集約をさせていただきたい、こういうようなことで、集落あるいは公民館長をお願いをしています。

また、これから激甚災害の指定等をいただきましたならば、一日も早い災害復旧と、それと住宅の確保、あらゆる資金の提供も出てくるかと思いますが、役場としましては、災害復旧のあらゆる事務作業が出てくると思います。私ども中種子町としまして、技術員の派遣等とでき得ることをしたいと、このように考えてございますので、皆さん方是非、町民一致結束して、一日も早い災害復旧を願っているところでございます。

どうぞよろしくお願いいたします。ありがとうございました。「(拍手)」

○町長(井上 章三君)

私のほうから一言お礼を申し上げたいと思います。

中種子町とは、ちょうど大戦の頃からの縁で、先般、こういう友好交流協定を結ばしていただいたばかりでございましたが、この度図らずもこういうような災害に出遭う中で、この度町の貴重な一般財源の中からこのようなお見舞金をいただきまして、本当にありがとうございます。また、町民の皆さんからも義援金を募ってくださっているということで、本当にありがたいことだと思います。

ちょうど今年の夏、早速に私たちの町の子どもたちが、中種子町にお伺いして、しばしの海での夏休みを体験したばかりでありまして、大変厚いおもてなしを受けて帰ってきたという報告を聞いていたところでありますけれども、こういうような災害という事態になる中で、川下町長さんのほうからは、この応援の体制があるから、何でも言ってくれという申し出を受けておりました。

いまも申されたように、これから災害査定、相当数の査定、そして調査をしなきゃいけない箇所がございますので、そういうところにまたたくさんのお手をお借りしなきゃいけない部分もあるんじゃないかと思っておりますが、こういう中で、ますます両町が手を取り合って、お互いいいときもあったり、こういうダメージを受けるときもあったりということですが、そういう中で、また助け合いながら、両町の発展を目指せばというふうに思っているところです。

今日はわざわざ来ていただきまして、本当にありがとうございます。

再開 午後 3時11分

○議長(濱田 等議員)

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。麥田議員。

○麥田 博稔議員

いま、町長から答弁をいただきましたけれども、電光掲示板の点はつくということだったんですが、私がお願いしたのは、つくる上に、その放流の予測も、だから2段ぐらいにして、してもらいたいと、そしていま、現にある湯田とか、そこの宮都橋のところにもありますけれども、それもやはり現在じゃなくて将来の予測がないと、町民の方は理解できないと思うんです。何回かこうしてなってきますから、今度はくると思うんです。

湯田の場合は、先ほど言いましたように、4,600トンという数字がどれだけ多いのかというのが、僕自身がいましたので、ピンとききましたから、冗談じゃないというような気持ちで、皆にお願いもして逃げたんですけれども、そういう予測を立てて、そして逃げられるように万全の体制をしていただきたいと思います。

それから、商店街のほうにはいろいろなというようなことで、あるんですけれども、この前宮路先生が衆議院で、災害対策特別委員会で質問されたときにも、この近藤政府参考人は、商業には何もないじゃないかというようなことに対して、私は農業の政策に必ずしも十分通じておりませんということで、行政の場合、縦系列なので、農業政策がどのようになっているのかちょっとわからないと思うんです。

ですから、町長が、陳情とか行かれたときに、具体的に農業こうですというようなことを言われないと、頭がいい人で、わかっててもわからない振りをされるのかしれませんが、ある程度商工業にもそういう政策をつくっていただくように、これは国会議員の先生なんかにもお願いをして、今後の将来の対策としては、必要じゃないかと思いますので、議長は県の町村議長会長、だから両会長がいらっしゃるわけですから、力を合わせて、ここは踏ん張って要望をしていただきたいと思います。

余りにも町単独ですというのは財政負担が大きいですから、そういう国・県の支援を求めるというのも、うちのことだけじゃないですから、全体的な政策ですので、町長にお願いをしときたいというふうに思います。

それと、先ほどからありますように、最後になりますけれども、ダム放流の経緯と、この被害拡大の原因・究明並びに水害の未然防止のために、激特はありますけれども、こういう要望書もつくって、町長と議長名で出してあるわけですが、こういうのを町長はちょっと控え目というか、もうダムは大丈夫だというような感じの答弁ですが、町長と議論をしてもあれですから、今度特別委員会があるときに、参考人が見えたときにまたその辺の話は伺いたいと思いますけれども、基本的にはそういう予備放流とかそういうのがあからぬわけですから、その辺をもうちょっとうまく使ったらどうだったのかという検証も、私は必要じゃないかと思いますので、また町長もそれは頭の中に入れて、今後の交渉に使っていただきたい。

それと、被災者や地域住民の意見・要望をどのように反映されて行くかというようなことになってくると思うんですけれども、これから各地域で、先ほどからもありますように、住民の方がいろんなことを言われて町長も大変でしょう、私たちも相当言われるわけですから、お願いされたり、ですから、町の今後の対策をとるためには、住民の方たちがどういうことで困っておられるんだというようなことを、全てはできないけれども、意見を聴いて、それをうちでできなければ、県ではできないのか、県でできなければ国でできないのか、そういう財政的な問題も非常に思いますので、特交でももらえれば一番いいんですけど、そういう制度がないのか、町村会としても勉強をしていただいて、されてはいると思うんですけれども、その辺の運動が足らなかったんじゃないかなと、こうして災害が起きるとつくづく思いますので、また努力をいただきたいと思いますというふうに思います。

私たちの町はこうしていろんな災害を受けましたけれども、町長が言われたそのピンチをチャンスにというのが、私も頭の中にひっかかりますけれども、こういう災害があったときに、皆で力を合わせて何とか乗り越えて行って、将来、あんときこえんやっただん、また復興をしたというようなことで、湯田なんかもなって、またそれが34年も経ってこういう災害になるわけですから、一度あることは二度とか言われますけど、二度あることは三度とにならないように、ここは心血を注いで、町民の期待に応えていただくように要望とお願いをして、私の質問を終わりたいと思います。

兎に角、心血を注いで、元気でがんばっていただくようによろしくお願いしたいと思います。

○議長（濱田 等議員）

これで緊急質問を終わります。

△日程第４ 「議案第９５号 専決処分の承認を求めることについて」

○議長（濱田 等議員）

日程第４「議案第９５号 専決処分の承認を求めることについて」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 井上 章三君登壇〕

○町長（井上 章三君）

議案第９５号の専決処分の承認を求めることについて、提案の説明を申し上げます。

これは、梅雨前線豪雨等による災害復旧事業費に要する経費の補正に急施を要したものであります。地方自治法第１７９条第１項の規定に基づき専決処分したので、同条第３項の規定により議会の承認を求めるものであります。

内容につきましては、財政課長に説明させますので、よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

〔町長 井上 章三君降壇〕

○財政課長（二階堂 清一君）

議案第９５号、専決第５号について、平成１８年度さつま町一般会計補正予算２号の関係であります。説明を申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○議長（濱田 等議員）

お諮りします。ただいま議題となっています議案第９５号については、会議規則第３９条第２項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

異議なしと認めます。したがって、議案第９５号は、委員会付託を省略することに決定しました。委員会付託を省略します。

これから質疑を行います。ただいまの議案第９５号について、質疑はありませんか。麥田議員。

○麥田 博稔議員

歳出の９ページ、衛生費の保健衛生費、環境衛生費についてお伺いしますが、これだけ災害がありますと、これは町営墓地ですから町でされるわけですが、集落の墓地があります。私は、旧宮之城の場合で、都市計画税とかいろいろ中心地の方は税金も高いし、その頃はやむを得ないなと思ってたんですけど、もう都市計画税もなくなって、町民が広く一緒というような考えになってくると、もし集落の墓地が、擁壁が崩れたとかあったときに、いまの墓地のあれではちょっと充てるのがなんですけれども、２分の１ですか、いくらかの補助がありますけれども、大きく崩れた場合に、もう本当維持ができないという感じになってくると思うんです。

その辺の対策を考えないと、私たちのところも６日の日に掃除をしたんですけども、高齢者が増えて、そしていまお寺さんに預けるという方が増えて、維持が非常に厳しくなってます。だから、その辺をどのようにお考えなのか、お伺いしておきたいというふうに思います。

○環境課長（桑園 憲一君）

現在、環境課のほうで、環境整備事業といたしまして、２分の１補助で集落の墓地の崩壊事業、あるいはそういうものについて助成をしております。

ここにいま出してございますこの予算につきましては、町営墓地のいわゆる東谷墓地の参道のところが膨らんできて、下の太陽保育園に危険を及ぼすということで、予算を計上したところで

す。

今後、集落の墓地等についても、いまのいわゆる補助率を、若干いくらか見直しをしないと、大きな災害の場合には対応できないと、たぶん集落においては高齢化が進んで、持ち出しも多くなるというのは十分考えられますので、そこあたりについては、要綱等の見直しをまた今後させていただきたいと思います。

○議長（濱田 等議員）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

討論なしと認めます。

これから、議案第95号「専決処分の承認を求めることについて」を採決します。

お諮りします。ただいまの議案第95号「専決処分の承認を求めることについて」は、承認することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

異議なしと認めます。したがって、「議案第95号 専決処分の承認を求めることについて」は、承認されました。

△日程第5 「議案第96号 さつま町土地開発基金条例の一部改正について」、日程第6 「議案第97号 さつま町災害見舞金支給条例の一部改正について」、日程第7 「議案第98号 平成18年度さつま町一般会計補正予算(第3号)」

○議長（濱田 等議員）

日程第5「議案第96号 さつま町土地開発基金条例の一部改正について」から日程第7「議案第98号 平成18年度さつま町一般会計補正予算(第3号)」まで、以上の議案3件を一括して議題とします。

各議案について、提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 井上 章三君登壇〕

○町長（井上 章三君）

議案第96号から議案第98号まで、一括して提案の理由を申し上げます。

まず、議案第96号、さつま町土地開発基金条例の一部改正についてであります。これは、今回の豪雨災害による災害救助費等に要する経費の財源に充てるため、土地開発基金の総額を変更しようとするものであります。

次に、議案第97号、さつま町災害見舞金支給条例の一部改正についてであります。これは、大規模な自然災害により被災した場合の見舞金の支給に関する特例を定めるため、本条例の一部を改めようとするものであります。

次に、議案第98号、平成18年度さつま町一般会計補正予算(第3号)についてであります。これは、災害救助費に要する経費及び農地・農業用施設災害復旧費、道路橋りょう河川災害復旧

費、林道施設災害復旧費並びにその他所要の経費を補正するため、提案するものであります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億6,826万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ145億4,360万7,000円とするものであります。

内容につきましては、それぞれ所管の課長に説明させますので、よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

〔町長 井上 章三君降壇〕

○財政課長（二階堂 清一君）

議案集の96の1ページであります。さつま町土地開発基金条例の一部を改正する条例について説明を申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○福祉課長（福永 城君）

議案第97号、さつま町災害見舞金支給条例の一部改正について、説明申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○財政課長（二階堂 清一君）

議案第98号、平成18年度さつま町一般会計補正予算（第3号）について、説明いたします。

〔以下議案説明により省略〕

○議長（濱田 等議員）

お諮りします。ただいま議題となっています議案3件については、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

異議なしと認めます。したがって、議案第96号から議案第98号までの議案3件については、委員会付託を省略することに決定しました。委員会付託を省略します。

これから順番に質疑を行います。まず、「議案第96号 さつま町土地開発基金条例の一部改正について」質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

本案の審議を一応中止しておきます。

次は、「議案第97号 さつま町災害見舞金支給条例の一部改正について」質疑はありませんか。木下議員。

○木下 賢治議員

この改正について質問ですけれども、5号の「住宅が風水害等により」というところを「現に居住」を加えるということについてなんですけれども、厚生施設あるいは福祉施設等に入所される場合に、住所の移転がついてくると思います。

その場合に、生活家具等の資材を家に置いて、こういう災害にかかる場合も出てくるといいますけれども、そういう場合の考慮を考えられなかったものかということが1点と、大規模自然災害の場合のみに特例が、特定されているようですけれども、それぞれ災害にみまわれた方、今回みたいに大規模災害であっても、それぞれ土砂崩壊とか、川沿いにある家で浸水とか、これまでもあったし、これからもあり得るかと思いますが、災害に遭われた一個人については、大規模であっても、小規模であっても、一家庭への災害というものは変わらないものじゃないかというふうに考えます。

そういう中で、この際そういうのを考慮して、もう全ての災害に適用できるような改正は考えられなかったものか、お伺いします。

○福祉課長(福永 城君)

いま施設入所等について、住民票のない方といいますか、そういう方についてはどうかという質問でございますが、災害見舞金につきましては、第一に、町の住民であること、それから、町の行政負担していただいている方を前提にしております。

ただ、災害救助という基本的な考えから、住民票がなくても、明らかに町内に居住し、被災された事実が確認できれば、全額とはいかなくても支給してまいりたいと考えているところでございます。

それと、大規模自然災害の場合の特例ということで、被害に遭われた方については、同じではないかという質問でございますが、今回のように600世帯の方々が、床上浸水の被害を受けているというようなこういう大規模災害については、特例を設けて対応をして行きたいというふうに考えているところでございます。

○木下 賢治議員

大規模災害について、していきたいというそういう意味で提案されているのは重々わかるわけですが、私が申し上げたのは、例え大規模であっても、小規模であっても、その町民一世帯の被害というものには個人的には、個人の世帯にみまわれた被害というものは変わらないものだから、平等性ということを考えてときに、そういう対応ができなかったかということ、できないかということをお願いしとるわけです。

○財政課長(二階堂 清一君)

今回の災害の特殊性と言いますか、それは一遍にして家が水没して、着の身着のままでそのまま避難されて、そして帰ってきたら電化製品をはじめ全てがもう使えなくなっていたという状況があります。

ですから、普通の災害というのが、こういった形で起こるか想像できませんが、地震災害なんかは、非常に災害の度合いが遅くて、使える家財とか、そういったものを持ち出せる暇があるわけでありまして。

ですから、今回そこが非常に特殊というふうに考えておりますし、それと災害救助法が適用になるぐらいの大規模の災害ということもあります。

ですから、そこを考え合わせまして、今回に限りということにしたわけですが、災害のことですので、またそれは将来こういった形で運用されるかはまた別問題というふうにも考えております。

基本的には、災害救助法の適用ということを第一に考えて行きたいと考えております。

○中尾 正男議員

今回の改正につきまして、3条ですけれども、特に大規模災害の場合に町長裁量を認めるということ、これが一番大きなところだろうと思うんですが、課長のほうで、口頭で説明されました。この町長裁量分がどういうふうになるのか、そこがもう一番大きなところで、これによって救われる、救われないことがありますから、口頭で説明をされましたけれども、これはやはり議案に添付すべき書類として、添付書類としていまのそのことを出していきたいと思うんです。

それで、説明によると床上以上一律10万円と、最初説明では住民登録をされた者ということでしたが、いまの答弁でまた、そこ辺は対応をいろいろ幅広くしたいと言われましたけれども、線引きをしっかりととまた、非常にゴタゴタする面も出てくると思うんですが、その点が、まず1点と、それから、2条の貸家の分の家主さんの分を、なくなっている分、これも実際家主

さんからすれば流出して損失を受けて、この削った分、そこあたりの理由も明確にしとかんないかんと思います。

それと、5条関係の適用除外等の分でありますけれども、これによりますと住家となっておりますから、店舗等は含まれないと、店舗、事務所含まれないということになると思うんですが、非常に、生活の拠点である店舗をなくされて、住家があるからいいんじゃないかという考え方もあるかもしれませんが、ここあたりがこの見舞金がいただけないということになると、県の災害生活支援法も、これも住居というふうになってますから、店舗等についてはなかなか救われないということになると思うんですが、ここあたりをどうするのか、ちょっと考えを聞いておきたいと思います。

それから、今朝ほどいただいた資料によりますと、床上が682世帯で、この分650世帯分計上して予算ということですが、うち80世帯は登録外ということだろうと思うんですが、600世帯ということで、そこあたりの取り扱い先ほど財政課長の中で、ちょっとニュアンスが違うもんが出てきたと思うんですが、それをどういうふうに線引きをされるのか、伺っておきたいと思います。

○福祉課長(福永 城君)

基本的には、本町の住民基本台帳に登録されている世帯ということで、見舞金が一律10万円ということでございます。その他で、住民票のない方でございまして、本町内に居住をされて、被災された事実が確認することができれば、一応全額ともいなくても、支給をして行きたいというふうに考えているところでございます。

第2条の第4号につきまして、但し書きを外したところにつきましては、今ありましたように、店舗、事務所は除かれておりますので、この貸家につきましても営業活動とみなして、今回取り扱い、営業活動としての同じ取り扱いということで、今回削除をしたということでございます。

もちろん今ありましたように、店舗、事務所については、この見舞金は適用しないということで、支給はされないところでございます。

○財政課長(二階堂 清一君)

いまの見舞金の話であります。今回の災害で非常に、今日の朝までといいますか、数字が動いたわけではあります。それは住民の生活が広範、多岐にわたっているということであります。

例えば世帯数が682世帯となっております。その中で、完全に住民票が確認された方というのが629世帯あるわけではあります。残りの53世帯といいますのは住民票がなくて、例えば鹿児島に3日、それからこの虎居に3日とか、虎居に住みながら住民票はまったく別の地域におかれている方とか、いわゆる住民登録外の人というのが53世帯あるわけです。

ですから、この方たちの被害の度合いというものを、どんなに見極めるかということ、昨日も語っておりました。ここになれば、非常に難しい問題がありまして、ここを完全に見極めてから支給するということになりますと、見舞金の支給というものが非常に遅れてまいります。

1週間、2週間ぐらいでは止まらないぐらいの関係で遅れてまいります。

ですから、それでは見舞金の用を成さないということになりまして、住民票にある方だけはとりあえず早く見舞金を支給しようということにいたしまして、今回の補正予算を提案しました。

この53戸の人につきましては、被害の度合いというものが認められるのであれば、本町内で確かに災害に遭われたというのであれば、災害救助法という基本的な考え方からしまして、全額とはいかなくても、ある程度の見舞金は今後補正予算でご相談しなければいけないのかなという気がしておりまして、このような提案になりました。

それと、大家さんとの話であります。これは災害救助法、それから支援法、それから私たち

がもってます見舞金のこの条例の話ですが、全て人が対象ですと、人の対象でもって、人が被災した場合は補助することになってますが、この家主さんの分については、家主さんのもってる住宅が被害を受けたということで、ここだけが物の対象でもって条例の組み立てがなされていたわけであります。

ですから、ここに脚光を当てて行きますと、いえばそこで収入を得るもの、収入を得る場所がやられたと、家賃を得る場所がやられたということになりますと、当然ひっかかってきますのが、じゃあ店舗だけの場合をどうするのかということになってまいります。

ですから、考え方は一緒になって、店舗もということになりますと、少しこの災害救助、それから災害見舞金の精神から少しはずれて行くわけであります。

ですから、ここを急々ではありましたが、条文を整理したという形になってます。

ただ、私たちが助役さんを含めて検討してますのは、義援金だけはこの形じゃなくて、できるだけ幅広い形で支給するように検討しなければいけないということを助役のほうも申されておりますので、今後はそういったところで少し配慮できたらというふうに考えております。

○中尾 正男議員

住民登録に関しては、現に居住しとったら災害救助法の精神から支給と、その考え方は私も賛成です。

ただ、この条例の1条に「本町に居住する者が」とございます。ここあたりの兼ね合いの整合性をどうとって行くのか、そこ辺はしっかりと内部で検討して、しっかりとしたものをもっとってやっていかんと、非常に混乱を招くことも出てくると思います。

普通の読み方であれば「本町に居住する」というものは、住民登録がある者と、みるのが普通だろうと思います。ただそこあたりの解釈をどうするのか、そこあたりのところはしっかりと議論をしとっておかんといかん思います。

それと、店舗の問題、貸家の問題、特に店舗の問題ですけれども、このいただいた数字によりますと、店舗は僅か流出が3戸で、半壊が2となっているんですが、本当はもう少しあるんじゃないかというような気もするんですが、そういう観点からしますと、5戸こういうものにこの見舞金が出せないのかという感じがしてるわけです。

テレビに出ましたから固有名を出してもいいと思うんですが、迫田写真館さんが大きな被害を受けられて、現在店もできない状態です。あの人は、住まいは別に持っておいやっということだそうなんですが、私は確認をしませんけれども、テレビで放映をされましたからそういうことだろうと思うんですが、ああいう状態でも見舞金がこれで行くと出ないわけです。そこあたり非常にこの不公平感というか、いろんな苦情があるということが予想されると思うんです。

だから、この店舗に関して生活の糧として稼いでいるその拠点がやられた事務所なんかにしてもだろうと思うんですが、僅か5～6件、あるいはこの非住家等の分も合わせてもこれが31戸、非住家等については内容がわかりませんが、そういう生活の拠点がやられたものが店舗は5件ですから、ここあたりを含めて、何かこうこの3条の中で、5条の除外がありますけれども、何とか拾えないのかと思うんですが、総務課長でも、町長でも、助役でも誰でもいいですけど伺います。

○総務課長(湯下 吉郎君)

ただいま、今朝お配りしました店舗の被害が少ないというご指摘でございますが、その上の表を見ていただければ、「住宅・住宅兼用店舗」となっております。

ですから、店舗の方は、この中でだいぶ拾い上っているということでご認識をいただきたいと思います。

○中尾 正男議員

総務課長、違うんです。店舗で拾い上げる分の人たちは住宅でいいんです。これで拾って見舞金を出せる、これで行きますと店舗の3戸、2戸、この人たちは住宅と兼用でないからでないんじゃないかと、私はそういう見方をしてるんですが、それと違うんですか、それであればこの5戸の人たちも何とか見舞金を出せないのかと、そういう相談をしているわけですけども。

○助役(総務)(宮之脇 尚美君)

店舗の関係でございます。店舗専用の対策の関係でございますが、今回は見舞金の支給として対象としてみておりません。

この店舗につきましては、先ほどありましたように、生活の糧とするそういう収入を得るための目的であるわけでございますが、いわゆる今回の災害救助法、あるいは被災者の被災者生活の再建支援法の問題等を考えますと、やはり生活の拠点がやられた場合を想定いたしております、本町の場合もそういう部分で、今回は住居を基本的に考えているわけでございます。

店舗の数が少ないからこの際一挙にどうかという問題もございますが、先ほどありましたように、今後どうするかという問題等も当然考えなければならないということなども考えて、検討させていただいたということで、今回同じく被害を受けております出水市、大口市、あるいは菱刈町、あるいは昨年大きな災害が出ました垂水市、ここら辺の状況等も踏まえまして、本町もそれに合わせて改正をさせていただくということで、今回は提案を申し上げているわけであります。

いろいろこの商業関係につきましては、その救済措置がいろいろないということで、いろいろ課題になっておりますが、これらについては、現在町長のほうも強く県のほうには申し入れをされまして、県知事もこれには何とか応えて行きたいというようなことでございます。

ただこれが、補助となるか、あるいは融資となるかということについては、現在確定をいたしておりませんが、もしそういう融資制度があった場合ということでも、やはり立ち上げるための対策というのはどうするかということについては、まだ結論を見出してない状況でございます。

生活をするための最低に必要な経費については、今回見舞金として対象とさせていただくということで考えておりますので、いわゆる店舗兼住宅等の方々については救済をされるわけですが、店舗だけで、住居が全然まったく支障がなかったというの方々については、今回はどうしても救済ができないということになるようでございます。

あと義援金のほうにつきましては、この配分委員会の開催をいたしておりませんが、義援金につきましては、全部を対象とさせていただくということで考えているところでございます。

ここら辺の見極めについては、非常にこう心情的に全部を救済いたしたいわけですが、そういう大規模災害におきます一定の線引きというのは、やむを得ないというようなふうに、私どもとしては考えているところでございます。

○中尾 正男議員

長くなりまして申し訳ないです。

どうしても不公平感が出てくると思います。それで、義援金等の配分等につきまして、こういう今もありましたように、救われなかった人たちの分をどうみるか、そこあたりを同等にみて行くのか、ある程度上乗せでみて行くのか、そこあたりも検討していただきたいと思います。

それから、最初申しましたとおり、この改正案が議案集を見ても、どこにどんだけ、改正をみても金が出るのか、これではわかりません。

町長裁量分のところが、説明を聞かんと全然わからんわけですから、やはり議案としてあとで、後世で見て、6, 500万円ほどの見舞金も出すわけですから、添付すべき資料として、是非出していただいて、議案集の中に綴じておいていただきたい。あとでやっぱり見たときに、こ

んとき、こういう金を出したんだなということがわかるようにしておいていただきたいと思います。あと、その点については、議長にお任せをしたいと、このように思います。

○議長（濱田 等議員）

ほかにありませんか、いま資料をつくりますので、ほかにありませんか。平八重議員。

○平八重 光輝議員

3人目になりますと、ちょっとダブってくるんですけども、隣から強く言わなならんところはダブってもいいからちゅう話ですんで、この大規模災害、災害救助法が適用された場合はわかりますけれども、これに準ずるちゅうのもある程度の線引きが必要かと思うんですけども、どの程度以上がちゅうのは必要ないですか。

それと、いま木下議員もおっしゃいましたけれども、大規模と、あるいは1戸、2戸、3戸、10戸、20戸ちゅうような災害も、住家については一人1戸なんです。100戸、200戸流れようが、1戸だけ流れようが、その被災者というのは一人1戸ですから、中身は変わらんわけです。だから、なぜ差をつけるのか、ちょっと私は理解できません。ちょっと理解できるように説明をできればと思います。ちょっと、なぜ分けられたのか、わかりません。

それと、町長の裁量でその都度定めるとありますけれども、これは中尾議員と重なりますけれども、今回の10万円、床上浸水が我が町の条例では1万円となっていたわけでありまして、いま薩摩川内市が一律30万円見舞金を出すというような新聞報道等もありまして、1万円ではあんまりじゃないかという我々の話もありまして、これはちょっと変えるべきではないかという中で、恐らく10万円というのが出てきたんだろうと思います。

そういうのであれば、やはり1戸、2戸の話もですけども、やはり条例の中で、大規模だからほんなら10万円あげますちゅうのも一つは問題であるし、それと町長がその都度決めますちゅうのも私はこっちで決めたほうがいいんじゃないかと思います。

でないと、今回は薩摩川内市が30万円だから10万円にしましょう、そんな次は、また別のところがもうちょっと高かったらもうちょっと高くしましょうとか、低かったら低くしましょうという可能性も出てくるわけです。

だから、これについては、その都度決めるちゅうのも一つの方法でしょうけれども、やはり前決めてあったように、5万円とか、1万円とかありますが、例えば10万円と5万円とか、そういう考えはなかったか伺いたいします。

○助役（総務）（宮之脇 尚美君）

この見舞金の関係でございます。いわゆる大規模災害とそれに準ずる問題でございますが、これについては、災害救助法の一定の要件というのがございますが、そういう部分で当然準ずる災害というのは、例えば2～3件満たなかった場合に災害救助法が適用されない、そういう事態も当然想定されるわけでございますが、そういう部分も想定しながら、これに準ずるということで今回提案申し上げてるところでございます。

やはり過去の災害におきましてもやはりそういう部分で、地震の時も災害救助法が適用されておりますが、やはりその本町の財政とか、あるいは人口を、あるいはその世帯数等を考えますと、本町にとっては大規模災害、国にとってはそうでない場合がございます。そういう要件を満たさない場合、部分について、準ずる災害ということで理解をいたしております。

それと、あと見舞金の関係で、町長の裁量権としてここには記載をしてあるわけでございますが、当然これは予算が伴います。これにつきましては当然、議会で当然決定をいただくことになるわけでございますので、いわゆるその都度定めると申し上げますのは、やはり全町的に災害が発生した場合に、10万円で適当な額になるのかどうかと、問題等もあるわけでございます。

例えば、その財政の問題を考えますと、財源の手当てができない場合にどうするかということなどもあるわけでございますので、そういう部分を含めて想定をいたしたわけでございます。

したがいまして、やはりその額の決定については、予算の議決、あるいはその基準の制定の仕方についても当然事前に議会には協議をして行きたい、あるいはそういう議会裁量というものにつきましても当然考慮されるべきものというようなふうに考えているところでございます。

○平八重 光輝議員

何でこれを言うかと言いますと、今朝ほどの緊急質問でも出ました、いま中尾議員もおっしゃいましたけれども、やはり町民できるだけ平等であってほしいという意味です。同じ災害を受けたら、やはり見舞金だけで済む問題でもないんですけれども、その時によって、その金額が変わると、もちろん財政状況も大事ですけれども、やはり町民できるだけあまねくというわけにもいかんでしょうけれども、できるだけ平等なサービスといいますか、これはサービスとは違いますけれども、見舞金ですけれども、そういうようなことが受けられるような体制づくりちゅうのは、お考えになりませんか。

○助役(総務)(宮之脇 尚美君)

同じ町民で、平等な取り扱いをということでございます。これは住家、非住家を含めてそういうことが言えるわけでございますが、例えば工場とか、店舗とか、あるいはその他住家というのが、その他の建物というのがございます。

こういう部分でどこまで救済ができるかということでございますが、現在、他の団体とのその取り扱い、あるいは今回の災害につきましても、やはり町民の皆さんが居住する生活の拠点がどうなったかということを基準にさしていただきたいと、今後そういう事態が生じた場合に、例えば店舗だけが影響があるようなその災害というのも当然想定をしなければならないわけですが、店舗とやはり商業地域につきましても住居と兼用とか、あるいはまた住居専用地域とかいろいろあるわけでございますけれども、そういう形態によってやはりその災害の対応、あるいは見舞金の対応というのは当然して行くべきかというようなふうに考えているところでございます。

店舗が、今回数が少ないわけですので、そういう部分で救済ができないかということになるかと思うんですが、ある程度の一定の線というのは引いて行かないと、これが無差別になると、先ほど申し上げましたように、全町的に災害が発生した場合の対応というのは非常に、一般財源を要する場合には非常に手当てができない、あるいはもう額としても低い額で抑えなければならないという事態も生ずるわけですから、一定程度はその線を引かしていただくことも必要かなというようなふうに考えております。

したがいまして、先ほどありましたように、その義援金のほうでどう手当てをして行くかということについてはまた、個々に配分委員会の意見も聴きながら、私どもも提案としてはして行きたい、そのようなご指摘があったということについては、提案の中に織り込んで行きたいというように考えております。

○平八重 光輝議員

少し私の質問の仕方が悪いでした。同じ住家でも、今回は10万円でしたと、次回が5万円でしたと、そういうのは不平等には感じられませんかという質問でありまして、その住家、非住家を同じにしろという質問ではありませんでしたので。

○助役(総務)(宮之脇 尚美君)

今回は薩摩川内市が30万円ということで、いち早く決定をされております。先ほど申し上げましたように、財政的な問題等も当然これは今後の財政運営ということも全体的に考える必要がございます。

10万円が適当かどうかという問題と、いわゆる住家専用で、今後発生した場合にその額を明示すべきではないかということであるかと思うんですが、やはり災害の度合いによるものと、ですから、先ほど申し上げましたように、この額については、町長のそういうその都度定めるとしてございますが、予算のお願いをし、あるいはその支給基準についても議会等のご意見も賜りながら定めて行きたいと、今回の場合にはそういう暇がなかったわけですが、いきなり提案という形になりましたけれども、隣接市町のそういう見舞金の額を、お互いに協議をしながら定めさせていただいたということで、やはり大口、出水のほうも直接お話申し上げたところですが、もう10万円がなかなか財源的には限界であろうと、当然あとはその支援法の問題、災害救助法の問題等で救済されるから、今回は10万円でいまいしょうということで、協議をいたしておりまして、それらについては是非ご理解を賜りたいというようなふうに思っております。

○麦田 博稔議員

いまのものの再度の質問ですけれども、この但し書きです。但し書きで、結局大家さんにはなくなるということで、非常に困ると思うんです。大家さんもやはり被災者です。家を改造して、もう貸家にしないという方もいらっしゃるんですけども、家賃もとれないしというようなことで、だから、この但し書きは他のところはどうであろうと生かしてほしいと、それから、いまありました店舗に出ないというのは、3戸ですけども非常に大変だと思うんです。

住居でも、私の家だったら全部下が流れても、200～300万円だと思うんです。テレビとあいで、100万円いくのかなと思うぐらいです。家の中がです。

迫田さんの場合は、先ほど出ましたけれども、何かテレビで見ると1台の機械が1,000万円からというような話をされてました。

そこに被災額に対してのあれで、非常に店舗だけだからいいですがねちゅったって、再建も無理だと、いまあったように、全町的に被害があったときにはと言われますけれども、それはその都度町長が定めるところが生きてくれば、財政的に考えたときに行けそうな気がするんですけども、ここを見たときに、全壊は3棟ですから、10万円やっても30万円と、6,500万円の、半壊でしたとき5棟です。

だから、全壊で、10万円でどこをされるのか、いまからもらうわけですけども、やっぱり被災を受けられた方は、非常にこう不平等感というか、金額に対して、そしていろんなのが店舗にはないと、店舗兼住宅はです。

だから、先ほど助役が言われましたように、その義援金のところで、それだけみてももらえればいいんですけども、なかなかそれは難しいという気がするんです。

ここにやっぱり、この際店舗もこの但し書きがありますけれども、やっぱり入れてもらって、出してもらわないと、非常にこの町民の方にとっては、長くなりまして申し訳ないんですが、不満が残るという気がします。

それから、この条例でいきますと、「本町に居住する者」ですから、先ほど言われたように、苦しい住民票がない方がいらっしやると、今度義援金になってきたときに、湯田の場合は一人当たりとか、世帯主に対していくら、一人いくら、5,000円とか3,000円払ったんですけども、そうなったとき、親を控除で、こっちに住んでいるようにしとって実際は別個にしてるとか、その反対の方とか、たぶんいらっしやると思います。

湯田の場合はそういうのがあったわけですから、だけどそれはポンと一緒にしたんですけども、その税金の控除です。扶養控除にするために、親と同居しているようにして、こっちに移動してるけども、実際は、親は自分のうちに住むとか、その反対です。

だから、その辺があつてこの住民票のない方とかいろんなのが出てきたんじゃないかと思うんですけども、その辺の線引き、非常に難しい問題、だから私とすれば、住民票にない人にくれるよりも、店舗で、実際宮之城で仕事をして、税金も固定資産税も全部払って、自分の所得税も払って、住民税も払ってされる方のほうにやったほうがいいんじゃないかと思うんですけども、その辺の考えを町長、基本的な、その数字がどうのじゃなくて、町長のお気持ちをお伺いします。

○財政課長(二階堂 清一君)

いま言われたようなことを、見舞金の一連の作業をするときに痛切に感じました。

例えば、大家さんの話であります、この災害救助法、一連の市町村の見舞金ができるときには、本当にこの1件の家を、間借りをさすとか、そういった状況下で見舞金というのができていたんじゃないかいなという気がします。

いまは、その例えばアパートがたくさんあります。そのアパートのオーナーの方というのは、川内であつたり、鹿児島であつたりするわけです。その人たちは被災を受けてないということになりますと、大家さんだからということで、その人までもお金を出すということに不合理性を感じたわけであります。

ですから、やっぱり基本となるのは、生活がある根拠、いわゆる寝てるところ、いま、そういったところが壊滅的な打撃を受けたと、ここから外して考えれば、一つの筋道が立った組み立てというのはもうできなくなったわけであります。

ですから、この際そこだけにスポットをあてたような格好になっていますが、例えば、出店の人にしましても、虎居にあつたと、自分の住居はまったく別のところにあつて、住居は破壊されなかったということになって行きますと、一つの理屈の組み立てと言いますか、基準となるものが、どうしてもつくられなくなって行くわけであります。

ですから、あくまでも災害救助法は、人をスポットにあてた救済の仕方でありますので、災害救助法はこういうことで生かしていただいて、そして義援金ということになれば、少し幅広く運用ができるんじゃないかということで、落ち着いたわけであります。

○議長(濱田 等議員)

ほかにありませんか。それでは本案の審議も一応中止しておきます。

次は、「議案第98号 平成18年度さつま町一般会計補正予算(第3号)」について、質疑はありませんか。

○日高 政勝議員

2～3お尋ねをいたしますけれども、3款の民生費の災害救助費の関係であります、報告によりますと、7月22日に、今回の災害によって災害救助法が適用になったということを伺っておりますけれども、現在の避難者が80名いらっしゃるということでございますが、いままでの町営住宅の申し込みをされた中で、抽選にもれた方が30名いらっしゃるというようなこともありますけれども、一方では災害救助法の適用を受けますと、いわゆる仮設住宅の建設が可能になるわけですが、その戸数によっては、なかなか希望者がいない。

それはトイレがないとか、あるいは風呂がないとか、そういうこともあるようでございますけれども、この辺がこの抽選にもれた方のいわゆる生活のそれこそいま出てます根拠となる住宅が、入れないという人のために、どういうふうに対応して行くのか、その辺のところは第1点、それから、ただいまの見舞金に関連をしてでございますが、町の見舞金については先ほど、住家に対して10万円ということでございます。同じ被害を受けて、店舗についてはないというようなことで、先ほども議論があつたとおりでございますけれども、この一方、その町内外から貴重な温

かい義援金も、8月2日現在で225名、2,500万円あまりの募金があるようではありますが、今日もまた先ほど中種子町長から100万円の温かい義援金もあったようでございますけれども、やはりこれらの交付金の交付のあり方、町が今回のこの条例なり予算がとおりますと直ちに交付されるかと思っておりますけれども、この義援金についても、避難者の皆さん方の生活実態を見ますと、一日も早く配付をしてあげるといことが大事ではないかと思っております。

したがって、この災害義援金についても、早く配分委員会をつくって、損害の配分基準等をしっかり示しながら、町の見舞金とこういう店舗にはできないというところの不公平感がないように、こちらの義援金については十分その辺が、調整がうまくとれるような形で、不公平感が出ないような形で、早急に支給していただきたいと思っておりますけれども、その辺の考え方を、時期的な問題とか、考え方を示させていただきたい。

それから、今回非常に農林水産施設なり、公共土木施設なり、文教施設、かなりの件数に上がっているわけですが、全てが現年災害として、年度内に施工が可能になるのかどうか、財政的な問題もあるかと思っておりますけれども、一方ではこの査定が順調に、国の考え方で入ってくるのか、できればこれだけの件数ですから、例えば現年災として全て施工になると、早いうちから、こちらから災害査定を早めてくれんかということの働きかけをする必要があるんじゃないかと思っております。

それともう一つは、職員の皆さん方が、これから多数のこの件数を、災害の復興計画をつくられるわけですので、査定に向けて、そういった事務を考えますと、大変な事務量だと考えます。そうなりますとやはり、先ほども中種子の町長もおっしゃったわけですが、応援体制が、場合によっては必要じゃないかと思うわけですが、その辺の体制のつくり方、いまの職員の体制だけで十分間に合うのか、国あるいは県、あるいはその災害を受けていない町への働きかけ、応援体制の呼びかけですか、その辺もやるべきではないかと思っておりますけれども、その辺の考えをお聞かせいただきたいと思っております。

以上です。

○助役(総務)(宮之脇 尚美君)

ただいまの日高議員のご質問でございます。まず、抽選にもれた被災者の救済対策でございますが、これにつきましては、民間の住宅等についても家賃補助がございます。それと、仮設住宅の場合も一応現在調査をいたしておりまして、非常に被災を受けられまして避難所で生活をされている方、仮設にするか、あるいは民間の住宅にするかということで、迷っていらっしゃることもございます。

あとまた、例えば旧宮之城の場合に、その薩摩、鶴田に行けないかということなどもお聞きをしながら、柔軟に対応をして行きたいというようなふうを考えておりまして、これらについては、早めに結論を出すべきというようなふうを考えておりまして、現在作業も進めているところでございます。

それから、義援金の配付の関係でございます。これは早めにとということでございます。私どももこの町の見舞金と同時に配付をできればよかったんですけれども、やはりその前回の地震の時にも、配分委員会を設置いたしまして、これらの意見を求めながら、適正な配分を行ったということでございまして、これらにつきましては、不公平感が生じないような形で、先ほどの店舗等を含めて検討をさせていただいて、できれば盆前までに一応内払いという形で支給をしたいというようなふうを考えております。

それから現年災としての処理が可能かということでございますが、非常に災害件数が相当額に上っておりますし、額も非常に多額でございます。本町だけではありませんで、県内では相当額

の規模の災害が発生いたしております、そういう部分で、国がそういう災害に対します財政支出が可能かどうかというのはまだ、現在のところつかんでおりませんが、場合によっては施越等もあるかというようなふうを考えているところであります。

これも地震もそういうことでございましたが、年度を越えた形で現年災としての扱いはやっていただけるものというようなふうを考えております。

それから、大規模な事務量の関係でございます。確かに災害件数が多いわけでございますから、技術者の数が絶対的に足りないわけでございますが、これらについては数日前から、県あるいは隣接の比較的大きな団体等にも依頼をするかもしれませんということは、お願いをしているところでございますが、先般も鹿屋市のほうからは3名ほど技術の関係でございますが、主には林業土木の関係で、3名ほど支援をいただいております、今後もそういう形で、各団体あるいは県等には要請をして行きたいというようなふうを考えているところでございます。

○日高 政勝議員

仮設住宅の問題についてはいろいろ問題もあるところでございますけれども、やはり被災者の皆さん方というのは、自分の住んでいる近くがいいというような声も強いようですので、なかなか隣接の町までということには始まらんのかなという考えがございます。

できるだけそういう希望者については、何らかの対応ができるように、今後また検討いただきたいと思っております。

それから、見舞金についてもやはり一日も早くということでありますから、いまきている段階の義援金をできるだけ早めにやって、生活の安定を期してもらおうということが大事だと思いますので、早めに対応をしていただきたいと思いますと思っております。

あと、これから大変な件数のこの復旧に入られるわけでありますので、その辺の体制のつくり方については十分、いわゆる被災を受けられた農家等に対しても十分連携をとりながら、支障が出ないようにお願いを申し上げて、終わりたいと思います。

○高嶺 実樹雄議員

衛生のところでは環境課長に、補正とは直接関係ないかもしれませんが、倉内工業団地に置かれたごみの問題について伺いますけれども、先般の全協では自然発火による懸念については、ある程度対処されてるようでもございましたけれども、この1万6,000トン弱におけるごみ、今後の管理方法、あるいはこの対処方法、撤去方法と、そのようなところを伺っておきたいと思えます。

○環境課長(桑園 憲一君)

若干ごみのほうもまだ入っておりますが、現在把握しているのがだいたい1万7,000トンぐらい、空隙率30%で台数にかけて計算をして出しております。

明日8日ですが、県のリサイクル課が現地を見さしてくれということで、出水のほうからも入ってくるということで、3時頃くるという情報を得ております。

ですから、リサイクル課とまた今後の対応についても協議をしてまいりたいと考えているところです。

○高嶺 実樹雄議員

1万7,000トン弱のごみ、いまから対処されるでしょうけれども、今後いつぐらいまでに撤去されるというような見通しというのは立っていないわけですか。

○環境課長(桑園 憲一君)

いまのところははっきりその日程等についてはまだ詰めをやっておりません。

今日、環境課の係長、それからクリーンセンターの係長、ごみの収集関係につきまして、産

廃業者が3社ほど手伝いをいただいておりますので、その業者とも今日は協議しております。まだその結果についてはまだ聞いておりません。

非常に重機、あるいは車両等を持ちいれて、1週間ぐらいほとんどこう協力をいただいて、早く片付いたという観念は持っているわけですが、専門的な意見も聞きながら今後の後片付けですか、そういうものについて知恵をいただきたいということで、今日は協議をいたしております。

○高嶺 実樹雄議員

緊急の処置で、あの場というのはやむを得ない処置であったかと思えますけれども、やはり周辺に工業団地ですか、たくさんの従業員の方もおられます。そういった中において、やはり衛生面、異臭の面、懸念する声も聞かれてきておりますので、できるだけ早い対応ができますように検討していただきたいと、要請しておきます。

○中尾 正男議員

農業用施設災害関連について質問をいたします。900件の、これは査定を受ける件数だと思うんですか、申請でかなりの申請が上がったと思うんですが、一見して災害で対応できるもの、査定を受けんとでけんもの、災害対応ができないものと思うんですが、900件というのは査定を受けられるものだと思うんですが、申請をして、これは災害対応ができんというものについて、申請者に対してのその取り扱い、ここあたりのところは、これはもうできないとか、そういうのを早めにできんもんがあれば、知らせておかんと、収穫期もくるわけですから農地については、そこあたりの対応を、どうなってるのか聞いておきたいと思えます。

○耕地林業課長(脇黒丸 猛君)

今回の災害におきまして、いま現在申請が1,118件ございます。そのうちにいま、今回補正で出しているのが900件の測量委託ということでございますが、あと200件からたぶん300件は、災害の対象に、40万円以下になるということで考えているところでございます。

これにつきましては、申請された方につきまして、話をもう隨時しております。それで、当然田んぼの場合は、早急に用水路関係とかそういうのも復旧しなければいけませんので、それにつきましては応急工事ですて、いま対応をしてますけど、田んぼのそういう小災害につきましては、もう単独でも、いま専決で205万円いただきましたので、そのほうでも早急に対応していただきたいということで、連絡のほうはしてるところでございます。

○新改 幸一議員

先ほどからいろいろ議論をされたようでございますけれども、9ページの関係で見舞金6,500万円それぞれ補正をされております。

この関係につきましては、住民の方々の中からも、先ほどから出ておりますように、新聞にいち早く薩摩川内市の30万円ちゅうのが載ったもんですから、さつま町はどれぐらいの見舞金が出たのかということ、かなり町民の関心もあったようでございます。

こういう形の中で、10万円という金額を今日認めていただいて、配付されるわけですから、町民の皆さん方は大変喜んでいらっしゃると思います。

私もこの関係につきまして、薩摩川内市は30万円という金額に、新聞に載った記事では87戸でございましたから、30万円掛けるの87戸ですからその金額と、また、さつま町は10万円ですから、先ほど説明がありました650世帯でありますと、かなりの額でございます。この関係は、それなりの説明をしますと、町民の方々は「うん、なるほど」ということでわかってもらっていらっしゃるようにございます。この関係は今日が決定をするわけですが、そういう話をしているわけですが、その中で話が出て来るのが、こういうあってならん災害があったわけですからでございますけれども、災害がなければ、昨日8月6日、新生さつま町

の夏祭りが盛大にやられるつもりでございました。その関係で、夏祭り実行委員会のところに相当な夏祭りに対する寄付金があったはずだということで、町民から言われるわけです。

私が知ってる限りでは、1個人で「50万円した」とか、「おや1万円した」とか、いろいろ私も聞きます。今回の災害でそういう夏祭りに対して、今年はこういう災害があったので中止になったわけですが、そういう寄付金はどういう形に、今回のこの災害に使われるのか、そこあたりを是非、行政の執行部に聞いて、また連絡をくれんかということでございました。

この関係は、商工会あたりがそれぞれ寄付金等は集めて、把握はされていらっしゃると思うんですが、商工観光課長、ここあたりのその寄付金の使い方は、今回の災害に向けての云々というには全然まわされないものか、そこあたりをちょっとわかっとならば、教えていただきたいと思っております。

○商工観光課長(橋之口 幸男君)

本来ならば昨日、新町の夏祭りを盛大にやるということで、今年は若い人たちが企画委員会を立ち上げて、それぞれ活動を展開してまいりましたけれども、その額といたしまして、寄付金といたしまして確か450万円ぐらい集まったと思います。

それをどうするかということで、災害のあと検討がなされましたけれども、基本的な考え方といたしましては、もらった方々の中でも被災されていらっしゃると思います。50万円くれた人も、自分も床上という方もいらっしゃいました。商店街の人もほとんどやられております。ですから、すぐ対策会議を開きまして、もらった方には全額返還という形で、商工会で手続きを進めてるという状況でございます。

○新改 幸一議員

寄付金をされた方で、被災に遭われた方にはもう返されるということで決まったということですか。その関係は理解しました。

そのあと、その夏祭りに、被災されていなくて寄付をされた方が、是非私はこれこれしたんだが、私は何も被災には遭っていないんだが、是非そのお金は今回の災害に向けて使ってほしいんだということを強く言われたところでございます。

ですから、そこあたりを是非450万円という寄付金があったようでございますけれども、そういう返還されたあとの残は、是非こっちの災害のほうにも、是非あとは使っていただくような流れで、ひとつ検討も是非お願いをしたいということでございます。

それと1点、町長にお聞きいたしますけれども、先ほどから出ておりますように義援金の問題、大変な額がそれぞれされていらっしゃるわけございまして、先ほども中種子の町長からも義援金をいただいたところでございますが、町内の中でも個人で1,000万円からの寄付をされた方もいらっしゃいます。

私の同級生でございますけれども、そういうかなりの額、そしてまた、それぞれの額は大人小なりまた、1,000円なり5,000円なりいろいろあると思いますが、この多額な義援金をいただいた方々、50万円なのか100万円なのかわかりませんが、そういう方々、県内外いろいろあるんですけれども、特にこの町内でこういう多額な義援金をいただいた方には、私は早く町長、三役でお礼のやっぱい足を運んで、お礼を言ってほしいと、そして近況のいまの段階の若干なりともそういう状況も説明をして、ありがたく義援金を使わせていただきたいというひとつの、町長が行きやならんとはは助役が行く、総務担当助役が行きやならんとは、経済担当助役が行く、そういう形で手分けをして、是非お礼にまわってほしいということを考えるわけですが、町長はこの関係はどう考えていらっしゃるのか、お聞かせいただきたい。

○町長(井上 章三君)

多額のご寄付をいただいた方々に対しては、三役のほうで何らかの対応を早めにするということで考えておりますし、また、もらった方に対しては、また、やはり全員にお礼状とか、またそれなりの対応を図るということにしているところでございます。

○新改 幸一議員

是非お願いします。終わります。

○麥田 博稔議員

11ページの9款1項3目の消防費についてお伺いしますが、公用車が水に浸かったというんですか、そういう話がありますけれども、今日の緊急質問の中にも避難勧告とか、避難指示とか、いろんな問題があったんじゃないかということですが、一番その情報が入ってくる場所の常備消防の公用車があったということは、どうなのかなと私は思うんです。

だから、その詳細をちょっとお聞きしたいというふうに思いますけれども。

○消防長(田上 泉君)

ただいまの公用車の水没につきまして、説明を申し上げたいと思いますが、川原地区におきまして、水没車が2台いて、その中に人が入っているという情報が入りまして、救助工作車と広報車2台で救助に出動を命じました。

最初到着した時点では、それほど水位が上がっていなかったわけでありましたが、救助活動終了後には、急激な水位でもって、エンジン部分まで水没してしまったということで、被災が発生したという状況でございます。

以上です。

○麥田 博稔議員

やはり予測というか、その辺が、町長問題があったと思うんです。救助をするうちに浸かる。だけど、予測の放流というのがあって、だいたいこれぐらいまでという、だから、人が入っているから、非常に現場の職員は大変だったと思うんですけれども、やはりその辺のそのダムにひっかかりますけれども、急激に、川原だったら穴川の影響もあったでしょう。時間的な問題もあって、あれだけの雨が降ってますから。

だからこの辺も、よく検証していただきたいと、これは税金ですからすぐ買えますけれども、個人でも水にあって買えないと、その買えない人たちの税金を集めて公用車を買って、公のために使うということですから、やはりその辺は十二分に、言いにくいことを言いますが、今後の検証の中でしていただきたいと、要望をしておきたいと思います。

○議長(濱田 等議員)

それでは、これまで審議を中止しておきました議案第96号から、ただいまの議案第98号までの議案3件について、一括してほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(濱田 等議員)

これで質疑を終わります。これから順番に討論、採決を行います。

まず、「議案第96号 さつま町土地開発基金条例の一部改正について」討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(濱田 等議員)

討論なしと認めます。

これから、「議案第96号 さつま町土地開発基金条例の一部改正について」を採決します。

お諮りします。「議案第96号 さつま町土地開発基金条例の一部改正について」原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

異議なしと認めます。したがって、「議案第96号 さつま町土地開発基金条例の一部改正について」は、原案のとおり可決されました。

次は、「議案第97号 さつま町災害見舞金支給条例の一部改正について」討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

討論なしと認めます。

これから、「議案第97号 さつま町災害見舞金支給条例の一部改正について」を採決します。お諮りします。「議案第97号 さつま町災害見舞金支給条例の一部改正について」原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

異議なしと認めます。したがって、「議案第97号 さつま町災害見舞金支給条例の一部改正について」は、原案のとおり可決されました。

次は、「議案第98号 平成18年度さつま町一般会計補正予算（第3号）」について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

討論なしと認めます。これから「議案第98号 平成18年度さつま町一般会計補正予算（第3号）」を採決します。

お諮りします。「議案第98号 平成18年度さつま町一般会計補正予算（第3号）」は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

異議なしと認めます。したがって、「議案第98号 平成18年度さつま町一般会計補正予算（第3号）」は、原案のとおり可決されました。

△日程第8 「豪雨災害対策調査特別委員会の設置及び委員の選任について」

○議長（濱田 等議員）

日程第8「豪雨災害対策調査特別委員会の設置及び委員の選任について」を議題とします。

お諮りします。本町における鹿児島県北部豪雨災害についての、災害の原因、被災者の救済策、復興・防災対策等を調査研究するため、議長を除く27名の委員で構成する「豪雨災害対策調査特別委員会」を設置し、調査が終了するまで、これに付託の上、閉会中の継続調査とすることにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

異議なしと認めます。したがって、議長を除く27名の委員で構成する「豪雨災害対策調査特別委員会」を設置し、調査が終了するまで、これに付託の上、閉会中の継続調査とすることに決

定しました。

△閉 会

○議長（濱田 等議員）

以上で、本日の日程は全部終了しました。会議を閉じます。

平成18年第4回さつま町議会臨時会を閉会します。ご苦勞様でございました。

閉会時刻 午後16時45分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成 年 月 日

さつま町議会議長 濱 田 等

さつま町議会議員 木 下 敬 子

さつま町議会議員 麥 田 博 稔

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成 年 月 日

さつま町議会議長

さつま町議会議員

さつま町議会議員